

# 事故のご連絡・ご相談・保険金のご請求はこちら！



東京海上日動安心110番 (24時間365日受付) にご連絡



0120-720-110

■ケガ・病気の保険金請求は、ご加入者様のご自宅に送付される「団体保険加入者票」に記載のQRコードからも可能です。

## ■ご請求にあたっての注意事項

※ご請求に必要な書類につきましては代理店および保険会社より依頼のあった書類を全てご用意ください。

傷害補償	<ul style="list-style-type: none"><li>● 入院・通院保険金のご請求額が30万円（手術保険金を含めない金額）を超える場合、診断書のご提出をお願いします。</li><li>● 手術保険金をご請求される場合、診断書・診療明細書・手術同意書等、手術の内容が確認できる書類の提出をお願いします。</li></ul>
医療補償	<ul style="list-style-type: none"><li>● “診療明細書および領収書”をご提出いただくことで、診断書のご提出を省略いただけます。</li><li>● ただし、以下のいずれか1つにでも該当する場合は診断書のご提出をお願いいたします。<ul style="list-style-type: none"><li>・ご契約に補償対象外となる病気、症状が設定されている場合</li><li>・先進医療特約、成人病追加特約の付帯があり、これらの特約の保険金（先進医療保険金、成人病入院保険金等）をご請求いただく場合</li><li>・重大手術の倍率変更特約のうち「がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断」に該当する手術保険金をご請求いただく場合</li></ul></li></ul>
がん補償	<ul style="list-style-type: none"><li>● 診断書が必要です。</li></ul>
介護補償	<ul style="list-style-type: none"><li>● 保険金請求書、診断書（保険会社所定の介護補償用）、公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類のご提出をお願いします。</li><li>● 状況に応じて、同意書や戸籍等の書類をご提出いただく可能性があります。</li></ul>
個人・借家人賠償責任	<ul style="list-style-type: none"><li>● 相手との示談交渉を行う前に保険会社への報告が必要です。保険会社へのご連絡がないまま賠償金を支払われた場合にはお支払いできないことがあります。</li></ul>
携行品（ゴルフ用品） 住宅内生活用動産	<ul style="list-style-type: none"><li>● 修理をした場合は、領収書の本紙が必要です。</li><li>● 破損状況を写真に撮りご提出ください。</li><li>● 見積書、修理不能証明書のいずれかが必要です。</li><li>● 盗難事故発生時は必ず警察へ届けてください。</li></ul>
ホールインワン・ アルバトロス費用補償	<ul style="list-style-type: none"><li>● 同伴競技者、同伴競技者以外の第三者（同伴キャディ等）およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、当社が求めるすべてのもののご提出が必要となります。</li></ul>

上記に記載のない補償については、上記“東京海上日動安心110番”、または最寄りのMHI保険サービスにご連絡ください。

## ●ご意見・ご相談先/引受保険会社

### 東京海上日動火災保険株式会社

本店営業第一部 営業第一課 … TEL 03-5223-1418

横浜支店 営業第二課 … TEL 045-224-3632

名古屋営業第一部 営業第一課 … TEL 052-201-0141

神戸支店 営業第二課 … TEL 078-333-7225

関西営業第四部 京都営業課 … TEL 075-241-1155

中国支店 山陽東支社 … TEL 086-421-8141

中国支店 営業第一課 … TEL 082-511-9236

中国支店 山口営業課 … TEL 083-974-1807

長崎支店 長崎支社 … TEL 095-823-7156

## ●お問い合わせ先/代理店

### MHI保険サービス株式会社

ホームページアドレス <https://www.mhiins.co.jp>



ホームページ上でもパンフレットをご覧いただけます。

東京支店 … TEL 03-5443-4500

横浜支店 … TEL 045-200-6560

相模原支店 … TEL 042-761-2328

名古屋支店 … TEL 052-565-5211

関西支店 … TEL 0120-430-372

京滋事務所 … TEL 0120-002-548

高砂支店 … TEL 0120-45-9898

三原支店 … TEL 0120-63-0051

広島支店 … TEL 0120-252-892

下関支店 … TEL 083-266-8041

長崎支店 … TEL 0120-45-6633

三菱重工グループのみなさまへ

MHI保険サービス

からのお知らせです。

MHI保険サービスはグループ唯一の保険専門代理店です。

2022年度

# 三菱重工グループ団体総合生活保険

## フルガードくんのご案内

必要な補償を選んでご加入いただけます！

NEW!

がん補償

100万円・200万円・300万円プラン増設！

個人賠償責任補償

弁護士費用特約付タイプを新発売！

保険料は毎月最大

43.3%  
割引!

被保険者数 5年連続

37,000人突破!

(ご家族・退職者を含む)



保険の対象となる方

P.5

医療補償

新型コロナウイルスに対応 P.11

がん補償

(NEWタイプ有り) P.14

傷害補償

P.15・P.28

個人賠償責任補償

(NEWタイプ有り) P.17

借家人賠償責任補償

P.19

住宅内生活用動産損害補償

P.19

携行品損害補償

P.20

ホールインワン・アルパロス費用補償

P.20

長期障害所得補償

新型コロナウイルスに対応 P.21

介護補償

新型コロナウイルスに対応 P.23

補償の概要等 P.31

加入依頼書記入例

P.57

一斉募集期間：2022年2月1日(火)～2022年2月28日(月)

ご加入中の方：補償アップ等の見直しは必ず上記期間内にお手続きください。

上記期間以外でご加入を希望される方は、最寄りのMHI保険サービスまでご連絡ください。

保険期間

2022年5月1日(日)午後4時～2023年5月1日(月)午後4時

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

ご加入中のプランの変更をご希望の場合はお申し出ください。

現在ご加入中のプランで自動更新される場合はお手続きは不要です。

今回更新いただく内容に一部改定があります。

補償内容・保険料等の主な改定点は、本パンフレット29～30頁の団体総合生活保険「商品改定のご案内」にてご確認ください。

三菱重工グループ団体総合生活保険「フルガードくん」は、三菱重工業株式会社を  
保険契約者とし、グループ社員のみなさまを加入者とする福利厚生制度の保険です。

三菱重工グループのスケールメリットを活かして、保険料は団体割引（最大43.3%）  
が適用されており、生活のさまざまなリスクに対し、みなさまのニーズにあわせて  
自由に充実した補償を選ぶことができます。

現在、3万人以上の方にご加入いただいている「フルガードくん」を、ぜひこの機会  
に、ご加入について検討いただき、みなさまとご家族の安心にお役立てください。

三菱重工業株式会社  
人事労政部

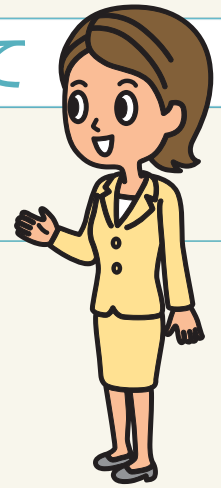
© MITSUBISHI HEAVY INDUSTRIES, LTD. All Rights Reserved.

この保険契約は、三菱重工業(株)を保険契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険  
証券の請求権、保険契約の解約権等は原則として三菱重工業(株)が有します。現在ご加入の方につきましては、一斉募  
集期間までにご加入の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度の募集パンフ  
レット等に記載の補償内容・保険料等にて保険会社に保険契約を申し込みます。

## CONTENTS

三菱重工グループ団体総合生活保険		個人賠償責任補償	17
フルガードくんについて	1	日常生活全般コース (タイプLA)	17
TOPICS 1. 2022年5月1日からの新設商品について	2	日常生活全般弁護士費用特約付コース (タイプLB)	17
①【がん補償】が選べる3タイプに!	2	ゴルフ中のみコース (タイプLG)	17
②【個人賠償責任補償】に		個人賠償責任補償の【弁護士費用特約】について	18
「弁護士費用特約付」タイプを新発売!	2	借家人賠償責任補償	19
TOPICS 2. 2022年5月1日からの【医療補償・長期障害所得		住宅内生活用動産損害補償	19
補償】の健康状態告知書の簡素化・緩和について	3	携行品損害補償	20
保険の対象となる方	5	ホールインワン・アルバトロス費用補償	20
三菱重工グループ団体総合生活保険のメリット	6	長期障害所得補償	21
ご加入事例のご紹介	9	介護補償	23
医療補償	11	年金払タイプ (公的介護保険連動型)	25
がん補償	14	一時金払タイプ (公的介護保険連動型)	26
傷害補償	15・28	一時金払タイプ (独自基準追加型)	27
日常生活全般コース	15	団体総合生活保険 商品改定のご案内	29
ゴルフ中のみコース	15	団体総合生活保険 補償の概要等	31
交通事故のみコース	15	重要事項説明書	44
個人賠償責任補償に		サービスのご案内	51
「弁護士費用特約付」タイプを発売します!	16	告知の大切さに関するご案内	53
		ご加入内容確認事項 (意向確認事項)	54
		Q & A	55
		団体保険加入依頼書記入例	57

## 1. 2022年5月1日からの新設商品について



## 1 【がん補償】が選べる3タイプに!

がん補償の保険金額が従来の**100万円タイプ**に、**200万円・300万円タイプ**も追加しました。お客様のニーズにあわせ、ご希望のタイプを選択できるようになりました。

詳しくはP. 14へ

## 2 【個人賠償責任補償】に「弁護士費用特約付」タイプを新発売!

日本国内で被害事故に遭ったり、プライバシーの侵害等を被ったりした場合に、その解決のための弁護士費用や法律相談費用をお支払いする「弁護士費用特約付」タイプを新たに発売します。

詳しくはP. 17へ

## 様々なトラブルに対応!

ストーカー被害を受けている…



自転車にひかれたが、  
相手が一切  
治療費を払ってくれない…



いじめにより  
子供が不登校  
になってしまった…



SNSやインターネットに  
噂を書き込まれて  
誹謗中傷、風評被害を  
受けている…



痴漢被害・冤罪ヘルプコール

0120-106-670

※詳細はP.52をご参照ください。

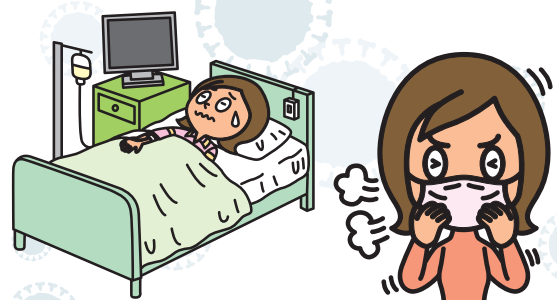
⚠️自動車保険の弁護士費用等補償特約とは補償内容が異なります。詳しくはP.18をご参照ください。

## 【新型コロナウイルス関連肺炎】に対応した保険です。

- 医療補償
- 長期障害所得補償
- 介護補償

保険金の支払い対象\*となります。

\*各約款で定める条件（発病時や入院開始時等）を満たした場合





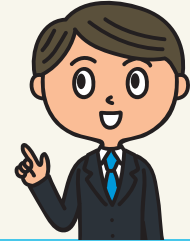
## 2. 2022年5月1日からの【医療補償・長期障害所得



これまで告知に該当するからと**ご加入を諦めていた方朗報!**

朗報!

**医療補償・長期障害所得補償に  
加入しやすくなりました。**



なぜなら

健康状態の告知がこんなに**簡素化**されました!

### 現行の告知内容 (一部抜粋)

[B表] 条件付でお引受けできる病気・症状	[C表] 補償対象外となる病気・症状*1
ア 高血圧症、脂質異常症 (高脂血症)	ア 脳卒中 (脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓)、狭心症、心筋梗塞、不整脈*2、心室細動、心不全、心筋炎、心肥大、弁膜症、動脈瘤、動脈の閉塞・狭窄
イ 白内障、緑内障	イ 白内障、緑内障 (質問3で告知いただいた内容が片眼だけの場合でも、両眼が補償対象外となります。)
ウ 脊椎、背骨および椎間板の障害 (脊椎分離症、脊椎すべり症、椎間板ヘルニア、むちうち症を含む)	ウ 脊椎分離症、脊椎すべり症、椎間板ヘルニア、むちうち症
エ 前立腺肥大、子宮筋腫	エ 前立腺肥大、前立腺炎、前立腺がん、子宮筋腫

\*1 主治医が【C表】記載の病気・症状と医学的に同一であると診断した病気・症状に関しては、補償の対象外となりますので、ご注意ください。  
\*2 心房細動は補償の対象となります。

【B表】により、【C表】に該当されます方は「特定疾病等不担保」にてご加入頂いております。

### 改定後の告知内容

#### ●医療補償

質問1	告知日 (ご記入日) 現在、病気やケガで入院中、または入院が手術をすすめられていますか。
質問2	告知日 (ご記入日) より過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか。

#### ●長期障害所得補償

質問1	告知日 (ご記入日) 現在、病気やケガで入院中、または入院が手術をすすめられていますか。
質問2	告知日 (ご記入日) より過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか。
質問3	告知日 (ご記入日) より過去2年以内に <ul style="list-style-type: none"> <li>●「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気 (アルコール・薬物依存を含む)」と医師に診断されたことがありますか。</li> <li>●「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気 (アルコール・薬物依存を含む)」のため、医師から検査<sup>(注1)</sup>・治療 (投薬の指示を含みます) を受けるように指導されたことがありますか。</li> </ul> (注1) 検査結果が異常なしだった場合は「なし」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「あり」となります。 ※「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例 がん：悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫 上皮内がん：上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成

全項目が「いいえ」の場合、  
お申込みいただけます。



# 補償】の健康状態告知書の簡素化・緩和について



既にご加入の方で、

**「特定疾病等不担保特約」が付帯されている方必読!**

現在、医療補償・長期障害所得補償にご加入いただいている被保険者の方で、従来の告知内容により【C表(左の「現行告知内容」)】に該当する疾病が不担保となっている方が、新たな告知により全項目が「いいえ」の場合、再度告知をすることで**更新契約から「特定疾病等不担保特約」を削除することが可能**です。

## 特定疾病等不担保特約付带有無の見分け方と再告知の方法

### 【フルガードくんWeb申込】の場合

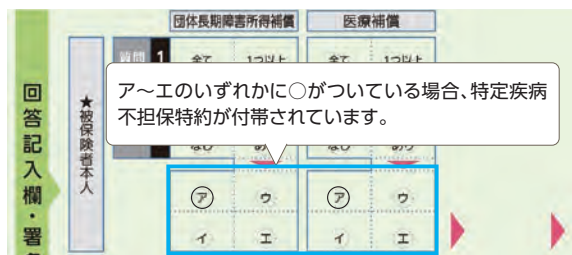
前契約の医療補償・長期障害所得補償の特定疾病が不担保となったお客様は、下画面が表示されます。

- ①「健康状態等に関するご質問」に再回答する補償にチェックを付けます。
- ②【次へ進む】ボタンをクリックします。

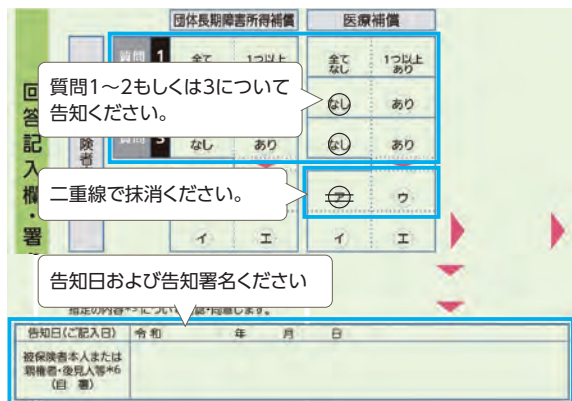


### 【加入依頼書】の場合

#### ① 特定疾病不担保特約付帯の有無



#### ② 再告知の方法



**一斉募集のこの時期のみ再告知が可能!**  
「特定疾病等不担保特約」が削除されることで、補償の幅が広がります。

だから







**一斉募集期間中に健康状態の再告知をぜひご検討ください。**

今年度の一斉募集時(2月1日(火)～2月28日(月)まで)に健康状態の再告知をされませんと  
来年度の一斉募集時まで再告知をすることはできません!

# 保険の対象となる方（被保険者となる方）

## 本人型・夫婦型・家族型について

三菱重工グループ団体総合生活保険では、被保険者ご本人が補償対象となる「本人型」、配偶者も補償対象となる「夫婦型」、ご家族もまとめて補償される「家族型」の3つの補償プランを用意しております。

 <p><b>本人型</b> 本人型補償の補償対象</p>	<p>被保険者ご本人<sup>*1</sup></p> 
 <p><b>夫婦型</b> 夫婦型補償の補償対象</p>	<p>①被保険者ご本人<sup>*1</sup> ②ご本人の配偶者<sup>*2</sup></p> 
 <p><b>家族型</b> 家族型補償の補償対象</p>	<p>①被保険者ご本人<sup>*1</sup> ②ご本人<sup>*1</sup>の配偶者<sup>*2</sup> ③ご本人<sup>*1</sup>またはその配偶者<sup>*2</sup>の同居の親族<sup>*3</sup> ④ご本人<sup>*1</sup>またはその配偶者<sup>*2</sup>の別居の未婚<sup>*4</sup>のお子様</p> 

- ※保険の対象となる方の続柄は、傷害、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。  
 ※個人賠償責任、借家人賠償責任において、ご本人<sup>\*1</sup>が未成年者または上記の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます（未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります）。  
<sup>\*1</sup> 下記【保険の対象となる方ご本人<sup>\*1</sup>としてご加入いただける方】に該当し、かつ、加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）」として記載された方をいいます。  
<sup>\*2</sup> 法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件を全て満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。（婚約とは異なります。）  
 a. 婚姻意思を有すること（戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。）。  
 b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。  
<sup>\*3</sup> 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。  
<sup>\*4</sup> これまでに婚姻歴がないことをいいます。

- 注意**
1. 保険の対象となる方またはそのご家族が、既にほかの保険で同様の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。
  2. ご家族の人数によっては、それぞれを被保険者本人とする本人型を選択した場合の方が保険料が安くなる場合があります。
  3. 傷害補償の夫婦型・家族型では、被保険者本人の職業・職務が職種級別Bに該当する場合、ほかの方を被保険者本人とすることにより、保険料が安くなる場合があります（交通事故傷害危険のみ補償特約をセットした場合を除きます。）。

## 保険の対象となる方ご本人<sup>\*1</sup>としてご加入いただける方

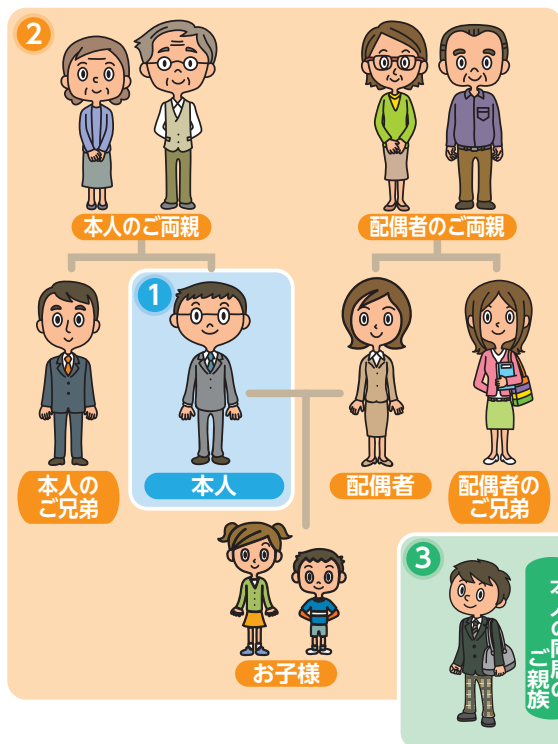
三菱重工グループ団体総合生活保険には、三菱重工グループの皆さまと、ご家族が加入できます。ご本人として加入いただける方の範囲は以下のとおりです。

- ①三菱重工グループの役員・従業員
- ②上記①の配偶者<sup>\*2</sup>、子供、両親、兄弟（「同居」「同一生計」「血族」の有無は問わず）
- ③上記①と同居の親族（親族とは②に含まれない6親等以内の血族または3親等以内の姻族）。傷害補償では「本人型」のみご加入になれます。

### プラス

医療補償・介護補償・団体長期障害所得補償（GLTD）・がん補償は、ご加入時に年齢条件があります  
 ※年齢は団体契約の始期日（2022年5月1日）時点の年齢になります

医療補償	満0歳以上満89歳以下（満90歳は更新のみ）
介護補償	一時金払（公的介護保険連動型） →満40歳以上満84歳以下（更新は満89歳まで）
	一時金払（独自基準追加型） →更新のみ満89歳まで（新規お申し込みの取扱い無し） 年金払：満40歳以上満79歳以下（更新は満84歳まで）
団体長期障害所得補償（GLTD）	タイプA、C30、C90は満15歳以上満59歳以下 タイプC35、C95、C95Kは満15歳以上満64歳以下
がん補償	満5歳以上満89歳以下（満90歳は更新のみ）



# 三菱重工グループ団体総合生活保険のメリット

メリット  
1

**三菱重工グループの方とそのご家族だけが加入できる制度です！**

メリット  
2

**保険料が割安！**

団体割引等適用のため、保険料が割安です。毎月最大**43.3%**の割引が適用されます！  
(団体割引：30%/損害率による割引：10%/大口団体契約割引〈傷害補償のみ〉：10%)

メリット  
3

**給与天引きで便利！**

保険料は給与天引きで手続きがラクラク！

メリット  
4

**ご加入の際、医師の診査は不要です！**

医療補償・がん補償・団体長期障害所得補償 (GLTD) ・介護補償は、加入依頼書等の質問事項 (健康状態告知) にお答えいただくことで加入いただけます\*1

ご加入いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

\*1 介護と仕事の両立支援特約のみを追加する場合は、告知は不要です (他の条件に変更がない場合に限りです)。

メリット  
5

**自動セットのサービス充実で安心！**

[1] 「メディカルアシスト」 「デイリーサポート」 「介護アシスト」

：すべての補償が本サービスの対象

[2] 「メンタルヘルスサポート」：団体長期障害所得補償にご加入いただいた場合のみ対象

[3] 「認知症アシスト」：介護補償年金払にご加入いただいた場合のみ対象

[4] 「痴漢被害・冤罪ヘルプコール」：

個人賠償責任補償 (弁護士費用特約付) のタイプLBにご加入いただいた場合のみ対象

メリット  
6

**退職後も安心！**

ご退職後も引き続きフルガードくんシニアで更新可能！

(団体長期障害所得補償と借家人賠償責任補償は、ご退職後は更新できません。)

メリット  
7

**海外でも安心！**

海外でのおケガも補償します。出張・旅行の多いあなたにぴったり！

(国内のみの補償もありますのでご注意ください。)

こんなにお役に立っています

被保険者数

約**37,000**人 (ご家族・退職者を含む)

2020年度の保険金支払実績

**2,858**件 約**1億6,930**万円

※2020年5月～2021年5月の実績

必ずお読みください

制度の安定的な運用を図るために、ご加入者の保険金請求情報等を契約者 (団体) に対して提供することがございます。また、保険金請求状況や年齢等によっては次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがございます。

このパンフレットは三菱重工グループ団体総合生活保険の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は団体の代表者にお渡しする保険約款によりますが、ご不明な点がございましたら、代理店または引受保険会社までご照会ください。

また、加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合はこのパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

保険の  
対象となる方

医療補償

がん補償

傷害補償

個人賠償  
責任補償

借家人賠償  
責任補償

住宅内生活用  
資産損害補償

携行品  
損害補償

ホルインフン・  
アル占ス養殖補償

長期障害  
所得補償

介護補償

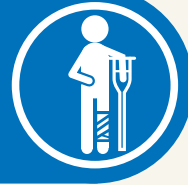
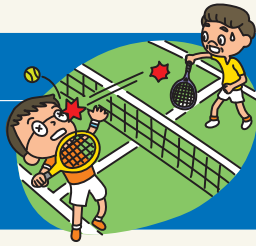
補償の概要等  
加入依頼書記入例



# 団体総合生活保険フルガードくんは、なんと 必要な補償を選べて入れる、便利でおトクな

## 傷害補償

ケガによる入院や  
治療費に備える



## 個人賠償責任補償

賠償責任を負ってしまった時や、  
自分が被害者になってしまった  
時に備える



## 借家人賠償責任補償

寮や社宅で賠償責任を  
負ってしまった時に備える



## 携行品損害補償

携行している家財が  
損害を受けた時に備える



## 住宅内生活用動産 損害補償

自宅内の家財が  
損害を受けた時に備える

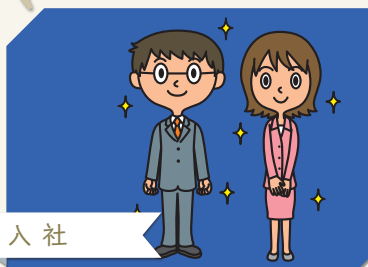


10種類の補償  
さまざまな  
日常生活

フルガードくん  
新入社員向け  
プランあり!

■ライフステージに合わせた三菱重エグループ保険

自動車保険  
保険料**30%**割引\*1\*2  
制度もあり!



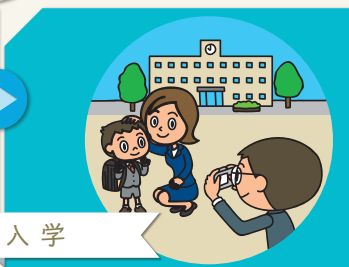
入社



結婚・出産



マイカー購入



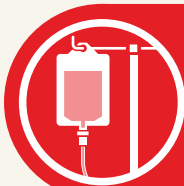
入学

\*1 ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご用意しておりますので、必要に応じて取り扱い代理店にご請求ください。団体扱の対象となる方の範囲、団体扱特約失効時の取り扱い、その他ご不明な点等については代理店までお問い合わせください。

\*2 トータルアシスト自動車保険(総合自動車保険)：団体扱割引30%は保険期間の始期日が2022年3月1日から2023年2月28日までの契約に適用されます。割引率は毎年の団体の損害率等により見直されます。

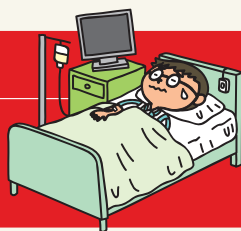
# 保険料が毎月最大**43.3%**割引!!

## 三菱重工グループのオリジナル団体保険です



### 医療補償

病気による入院や治療費に備える



### がん補償

治療費が高額になりやすい「がん」治療に備える



### 介護補償

所定の要介護状態になってしまった時に備える



### 長期障害所得補償

ケガや病気で長期間働けなくなった時の収入減に備える



### ホールインワン・アルバトロス費用補償

ホールインワンやアルバトロス達成のお祝い費用に備える



火災保険  
保険料**15%**割引\*1\*3  
制度もあり!

自分や家族の介護にも  
フルガードくんで備える!

マイホーム購入

家族の介護

趣味

\*3 トータルアシスト住まいの保険：2021年7月1日から2022年6月30日までを保険期間の始期日とする契約に大口団体割引15%が適用されます。割引率は毎年の団体の契約件数によって見直されます。地震保険には大口団体割引は適用されません。

保険の  
対象となる方

医療補償

がん補償

傷害補償

個人賠償  
責任補償

借家人賠償  
責任補償

住宅内生活用  
動産損害補償

携行品  
損害補償

ホールインワン・  
アルバトロス費用補償

長期障害  
所得補償

介護補償

補償の概要等  
加入依頼書記入例

# ご加入事例のご紹介

## 事例 1

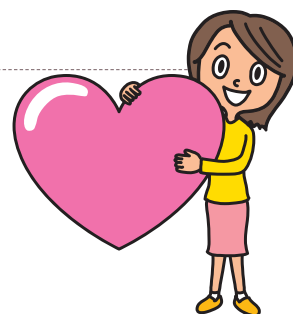
### 病気のリスクに備えたい方

#### POINT!

- 病気やがんによる治療費に備えましょう
- 病気やがん、ケガ等で長期間働けなくなったときの収入減に備えましょう

本人年齢 25歳男性（職種級別A）の方へのおすすめセット

	医療補償	がん補償	長期障害所得補償	合計月額保険料	1日あたり
タイプ	S6A（1口）	G1	C95（1口）		
保険料	760円	120円	770円	1,650円	約 <b>55</b> 円



## 事例 2

### ケガのリスクに備えたい方

#### POINT!

- スポーツ、レジャー、日常生活のケガに備えましょう
- **【日常生活全般】【交通事故のみ】【ゴルフ中のみ】** の3コースから選べます
- 補償の対象となる方は、**【本人型】【夫婦型】【家族型】** から選べます

保険料 職種級別A、本人型、1口の場合

傷害補償コース	日常生活全般	交通事故のみ	ゴルフ中のみ
タイプ	NFB	JNH	FG
月払保険料	1,310円	220円	30円
1日あたり	約 <b>44</b> 円	約 <b>7</b> 円	約 <b>1</b> 円



## 事例 3

### 日常生活で自分が加害者となったとき、または被害者となったときのリスクに備えたい方

#### POINT!

- 他人にケガをさせてしまったとき、物を壊してしまったときの損害賠償責任、反対に自分が事故に巻き込まれたときや迷惑行為をうけたとき等の弁護士相談費用等に備えましょう
- また、自治体の加入義務化がすすむ、自転車保険としても加入OK!
- 事故解決に向けた示談交渉は東京海上日動が行うので、**あんしん**です！  
（個人賠償責任補償に付帯されているサービスであり、国内の事故に限ります）
- ご家族の1人が加入することで、同居の親族等も補償の対象になります！

個人賠償責任補償（弁護士費用等補償特約付）

タイプ	LB	1日あたり
月払保険料	280円	約 <b>9</b> 円



詳しくはP. 17へ

## とくに損害額が大きくなりやすい、個人賠償責任補償の事故例

自転車による事故は、相手が死亡、重度後遺障害を負うなど賠償額が高額となるケースが少なくありません。子供でも、一瞬で重大事故の加害者となってしまうことがあります。そのため、自転車による事故の賠償責任保険への加入を条例で義務化する動きが広がっています。



下記は全国の事例ですが、**三菱重工グループでも、同種の事故が発生しています。**自分や家族が事故の加害者になってしまったとき、あるいは被害者になってしまったときへの備えとして、とくに自転車に乗られる方に、MHI保険サービスは**フルガードくんの個人賠償責任補償(弁護士費用補償特約付)(タイプLB)のご加入**を  
つよくおすすめします。

### 自転車事故の賠償事例

賠償額	裁判所	判決日	被害者	被害内容	加害者・過失
9,521万円	神戸	平成25年7月4日	女性62歳	歩行者 後遺障害	小学生(11歳) 無灯火
9,266万円	東京	平成20年6月5日	男性24歳	自転車運転 後遺障害	男子高校生 交通違反
6,779万円	東京	平成15年9月30日	女性38歳	歩行者 死亡	男性 交差点進行

【出典：一般社団法人日本損害保険協会】

## 保険証券診断サービス

こんな方にオススメです！

- ✓昔入った保険の更新案内がきたけど保険料が高いような…自分にあっているの？
- ✓保険のセールスは苦手だけど、専門的なアドバイスが欲しい
- ✓一度、自分が入っている保険を全部整理してみたい
- ✓万が一のとき、自分や家族への保障はこれで足りている？



### 保険料が節約になることも…！

### 証券診断のお申込みは…

- ①現在の良い保障はそのまま、見直しが必要な部分をアドバイスします。
- ②三菱重工グループの福利厚生制度を最大限に活用した提案をします。



- ①弊社・他社でご加入中の保険証券やご契約内容レターなどのコピーをMHI保険サービスにご提出ください。
- ②キレイにまとめた「分析シート」を作成し、現在の保障内容をご説明いたします！



<https://www.mhiins.co.jp>

保険の  
対象となる方

医療補償

がん補償

傷害補償

個人賠償  
責任補償

借家人賠償  
責任補償

住宅内生活用  
動産損害補償

携行品  
損害補償

ホビーインファン・  
アルパシス養殖補償

長期障害  
所得補償

介護補償

補償の概要等  
加入依頼書記入例



# 医療補償

詳細は 31~32 ページをご参照ください

新型コロナウイルスに対応

加入口数  
2口まで  
タイプは1つのみ (複数選択不可)

本人型



病気で入院した時などにお支払いします!!

タイプ		病気に備える基本プラン			退院後の通院費用にも備えるプラン			
		S1	S2	S3	S1A(US1A)	S2A	S3A	
基本補償	疾病入院保険金 (日額)	5,000円/日			5,000円/日			
	疾病手術保険金額	重大手術*1 上記以外の入院中の手術 上記以外の外来による手術	20万円 5万円 2.5万円	20万円 5万円 2.5万円	重大手術*1 上記以外の入院中の手術 上記以外の外来による手術	20万円 5万円 2.5万円	20万円 5万円 2.5万円	
	放射線治療保険金額	5万円			5万円			
特約	先進医療	先進医療保険金額	—	5~305万円	—	5~305万円	—	
特約	成人病	成人病入院保険金 (日額)	—	—	5,000円/日	—	—	5,000円/日
		成人病手術保険金額	—	—	入院中の成人病手術 5万円 外来による成人病手術 2.5万円	—	—	入院中の成人病手術 5万円 外来による成人病手術 2.5万円
		成人病放射線治療保険金額	—	—	5万円	—	—	5万円
特約	退院後通院	退院後通院保険金 (日額)	—	—	—	3,000円/日	—	
特約	ケガ	傷害入院保険金 (日額)	—	—	—	—	—	
		傷害手術保険金額	—	—	—	—	—	

タイプ		S1	S2	S3	S1A (US1A)	S2A	S3A
満年齢・月払保険料 (1口)	0~4歳	360円	370円	390円	380円	390円	410円
	5~9歳	260円	270円	290円	280円	290円	310円
	10~14歳	230円	240円	260円	250円	260円	280円
	15~19歳	280円	290円	320円	300円	310円	340円
	20~24歳	410円	420円	450円	450円	460円	490円
	25~29歳	430円	440円	500円	480円	490円	550円
	30~34歳	460円	470円	560円	520円	530円	620円
	35~39歳	500円	510円	630円	570円	580円	700円
	40~44歳	580円	590円	770円	660円	670円	850円
	45~49歳	780円	790円	1,070円	890円	900円	1,180円
	50~54歳	1,020円	1,030円	1,450円	1,170円	1,180円	1,600円
	55~59歳	1,440円	1,450円	2,130円	1,680円	1,690円	2,370円
	60~64歳	2,110円	2,120円	3,140円	2,480円	2,490円	3,510円
	65~69歳	2,890円	2,900円	4,410円	3,460円	3,470円	4,980円
	70~74歳	3,990円	4,000円	6,150円	5,000円	5,010円	7,160円
	75~79歳	5,110円	5,120円	7,900円	6,460円	6,470円	9,250円
80~84歳	6,530円	6,540円	10,140円	7,950円	7,960円	11,560円	
85~89歳	6,880円	6,890円	11,690円	8,300円	8,310円	13,110円	
90歳 (更新のみ)	7,800円	7,810円	14,140円	9,220円	9,230円	15,560円	



健康状態の告知が簡素化!  
加入しやすくなりました!

詳しくはp. 3 ^

37.0%割引 (団体割引30% 損害率による割引10%適用)

ご加入に際しては2022年5月1日現在の満年齢でお申し込みとなります。

病気とケガに備えるプラン						補償内容
S4(US4)	S4A(US4A)	S5	S5A	S6(US6)	S6A(US6A)	
5,000円/日						<b>病気で入院した時に1日目から補償します。</b> * 1回の入院につき180日が限度となります。
重大手術*1 <b>20</b> 万円 上記以外の入院中の手術 <b>5</b> 万円 上記以外の外来による手術 <b>2.5</b> 万円						<b>病気で手術した時に補償します。</b> * 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *1 対象となる重大手術については後記「補償の概要等」をご確認ください。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」を言います。
5万円						<b>病気やケガで放射線治療を受けた時に補償します。</b> * 血液照射を除きます。放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払いを限度とします。
5~305万円						<b>病気やケガで先進医療*1を受けた時に補償します。</b> * 保険金のお支払いは定額払いです。被保険者が受けた先進医療の技術に係わる費用に応じて、疾病入院保険金日額の10~610倍をお支払いいたします。 *1 対象となる先進医療については後記「補償の概要等」をご確認ください。
5,000円/日						<b>がん・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患で入院した時に1日目から補償します。</b> * 1回の入院につき180日が限度となります。
入院中の成人病手術 <b>5</b> 万円 外来による成人病手術 <b>2.5</b> 万円						<b>がん・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患で手術*1や放射線治療*2をした時に補償します。</b> *1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 血液照射を除きます。放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払いを限度とします。 *3 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」を言います。
5万円						<b>病気やケガ*1で入院し、退院後に退院日の翌日から180日以内に通院した時に、補償します。</b> * 1回の入院後の通院につき90日を限度とします。 *1 ケガの特約をセットした場合
3,000円/日						<b>ケガで入院した時に1日目から補償します。</b> * 1回の入院につき180日が限度となります。
5,000円/日						<b>ケガで手術した時に補償します。</b> * 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *1 対象となる重大手術については後記「補償の概要等」をご確認ください。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」を言います。
重大手術*1 <b>20</b> 万円 上記以外の入院中の手術 <b>5</b> 万円 上記以外の外来による手術 <b>2.5</b> 万円						<b>更新時に増額・特約追加を希望される場合には、加入依頼書の告知欄に回答のうえご提出ください。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険期間中の保険金額の増額(口数増加・特約追加)はできません。</li> <li>● 保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日(2022年5月1日)時点の年齢をいいます)によって異なります。</li> <li>● 新規加入・補償内容の追加は、89歳以下の方に限ります。</li> <li>● 90歳の方は更新のみ(補償は91歳の2023年5月1日午後4時まで)となります。</li> </ul> ※US1A、US4、US4A、US6、US6Aはユニキャリア社員様で三菱重工グループ制度に移行されたお客様用のタイプです。
S4(US4)	S4A(US4A)	S5	S5A	S6(US6)	S6A(US6A)	<b>ご加入できる方</b> 配偶者、お子様、ご両親等もご加入いただけます。 <b>満0歳以上、満90歳以下</b> ※詳細はP.5をご覧ください。
0~4歳	530円	590円	540円	600円	560円	620円
5~9歳	430円	490円	440円	500円	460円	520円
10~14歳	400円	460円	410円	470円	430円	490円
15~19歳	450円	510円	460円	520円	490円	550円
20~24歳	580円	660円	590円	670円	620円	700円
25~29歳	600円	690円	610円	700円	670円	760円
30~34歳	630円	730円	640円	740円	730円	830円
35~39歳	670円	780円	680円	790円	800円	910円
40~44歳	750円	870円	760円	880円	940円	1,060円
45~49歳	950円	1,100円	960円	1,110円	1,240円	1,390円
50~54歳	1,190円	1,380円	1,200円	1,390円	1,620円	1,810円
55~59歳	1,610円	1,890円	1,620円	1,900円	2,300円	2,580円
60~64歳	2,280円	2,690円	2,290円	2,700円	3,310円	3,720円
65~69歳	3,060円	3,670円	3,070円	3,680円	4,580円	5,190円
70~74歳	4,160円	5,210円	4,170円	5,220円	6,320円	7,370円
75~79歳	5,280円	6,670円	5,290円	6,680円	8,070円	9,460円
80~84歳	6,700円	8,160円	6,710円	8,170円	10,310円	11,770円
85~89歳	7,050円	8,510円	7,060円	8,520円	11,860円	13,320円
90歳(更新のみ)	7,970円	9,430円	7,980円	9,440円	14,310円	15,770円

保険の対象となる方  
医療補償  
がん補償  
傷害補償  
個人賠償責任補償  
借家人賠償責任補償  
住宅内生活用動産損害補償  
携行品損害補償  
ホルイン・アルハス養育費  
長期障害所得補償  
介護補償  
補償の概要等加入依頼書記入例

# 医療補償 (日立グループ制度からの移行専用タイプ)

**37.0%**割引 (団体割引30%  
損害率による割引10%適用)

詳細は31~32ページをご参照ください

新型コロナウイルスに対応

本人型



移行専用

		日立グループ制度からの移行専用プラン			
タイプ		PS4	PS7	S7	S7A
基本補償	疾病入院保険金 (日額)	3,000円/日		5,000円/日	
	疾病手術保険金額	重大手術*1 12万円 上記以外の入院中の手術 3万円 上記以外の外来による手術 1.5万円	重大手術*1 20万円 上記以外の入院中の手術 5万円 上記以外の外来による手術 2.5万円		
	放射線治療保険金額	3万円		5万円	
特約	成人病 成人病入院保険金(日額)	—	3,000円/日	5,000円/日	
	成人病 成人病手術保険金額	—	入院中の成人病手術 3万円 外来による成人病手術 1.5万円	入院中の成人病手術 5万円 外来による成人病手術 2.5万円	
	成人病 成人病放射線治療保険金額	—	3万円	5万円	
特約	退院後通院 退院後通院保険金(日額)	—			3,000円/日
特約	ケガ 傷害入院保険金(日額)	3,000円/日		5,000円/日	
	ケガ 傷害手術保険金額	重大手術*1 12万円 上記以外の入院中の手術 3万円 上記以外の外来による手術 1.5万円	重大手術*1 20万円 上記以外の入院中の手術 5万円 上記以外の外来による手術 2.5万円		

補償内容	
病気で入院した時に1日目から補償します。 * 1回の入院につき180日が限度となります。	
病気で手術した時に補償します。 * 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *1 対象となる重大手術については後記「補償の概要等」をご確認ください。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」を言います。	
病気やケガで放射線治療を受けた時に補償します。 * 血液照射を除きます。放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払いを限度とします。	
がん・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患で入院した時に1日目から補償します。 * 1回の入院につき180日が限度となります。	
がん・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患で手術*1や放射線治療*2をした時に補償します。 *1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 血液照射を除きます。放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払いを限度とします。 *3 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」を言います。	
病気やケガ*1で入院し、退院後に退院日の翌日から180日以内に通院した時に、補償します。 * 1回の入院後の通院につき90日を限度とします。 *1 ケガの特約をセットした場合	
ケガで入院した時に1日目から補償します。 * 1回の入院につき180日が限度となります。	
ケガで手術した時に補償します。 * 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *1 対象となる重大手術については後記「補償の概要等」をご確認ください。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」を言います。	

タイプ	PS4	PS7	S7	S7A
0~4歳	320円	330円	550円	610円
5~9歳	250円	260円	450円	510円
10~14歳	240円	250円	420円	480円
15~19歳	270円	290円	480円	540円
20~24歳	340円	360円	610円	690円
25~29歳	360円	400円	660円	750円
30~34歳	380円	430円	720円	820円
35~39歳	400円	470円	790円	900円
40~44歳	450円	560円	930円	1,050円
45~49歳	570円	740円	1,230円	1,380円
50~54歳	710円	960円	1,610円	1,800円
55~59歳	970円	1,380円	2,290円	2,570円
60~64歳	1,360円	1,970円	3,300円	3,710円
65~69歳	1,840円	2,740円	4,570円	5,180円
70~74歳	2,490円	3,780円	6,310円	7,360円
75~79歳	3,160円	4,830円	8,060円	9,450円
80~84歳	4,020円	6,180円	10,300円	11,760円
85~89歳	4,230円	7,110円	11,850円	13,310円
90歳(更新のみ)	4,780円	8,580円	14,300円	15,760円

- ・2021年1月1日付けで日立グループ制度から移行された方向けの専用タイプです。
- ・新規のお申込みはお取り扱いしておりません。既にご加入いただいている方の更新のみお取り扱いしております。
- ・口数追加、タイプの見直しをされたい場合は、告知事項等をご確認のうえ、11~12ページのタイプからお選びください。(複数タイプにご加入はできません。)

- 保険期間中の増額・特約追加はできません。
- 保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日(2022年5月1日)時点の年齢をいいます)によって異なります。
- 更新加入は最長90歳までとなります。(補償は91歳の2023年5月1日午後4時まで)

Q.1 加入中のタイプを変更、または口数の増減はできますか?

A.1 できません。タイプ変更及び口数増の場合はP.11~12ページのタイプS1~S6Aよりご選択ください。(健康状態の告知が必要となります。)

詳細は 33 ページをご参照ください

加入口数  
1口まで

本人型



## がんのリスクに備えて

がん診断保険金でがんにかかる費用に備えます。

## 初期のがんでも

「上皮内新生物」も補償対象になります。  
また、「白血病」もがんに含まれますので補償対象になります。

## 再発・転移しても

がん診断保険金は、初めてがんが診断されたときはもちろん、継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治癒した後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも、それまでのお支払回数にかかわらずお支払いします。

※支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。



### ご加入できる方



配偶者、お子様、ご両親等もご加入いただけます。

満5歳以上、  
満90歳以下

※詳細はP.5をご覧ください。

保険の  
対象となる方

医療補償

がん補償

傷害補償

個人賠償  
責任補償

借家人賠償  
責任補償

住宅内生活用  
動産損害補償

携行品  
損害補償

ホルインフン・  
アル占ス養補償

長期障害  
所得補償

介護補償

補償の概要等  
加入依頼書記入例

がんが**診断**されたら…  
(診断保険金額)



がんが診断確定\*1されたとき、  
入院の有無にかかわらず  
保険金 (一時金) として

NEW! 100万円・200万円・300万円 NEW!

\*1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。

がん診断保険金額		100万円	200万円	300万円
タイプ		G1	G2	G3
満年齢・月払保険料 (1口)	5~9 歳	100円	190円	290円
	10~14 歳	150円	290円	440円
	15~19 歳	110円	220円	330円
	20~24 歳	50円	110円	160円
	25~29 歳	120円	230円	350円
	30~34 歳	190円	390円	580円
	35~39 歳	280円	550円	830円
	40~44 歳	410円	810円	1,220円
	45~49 歳	570円	1,140円	1,710円
	50~54 歳	920円	1,850円	2,770円
	55~59 歳	1,450円	2,900円	4,340円
	60~64 歳	2,110円	4,210円	6,320円
	65~69 歳	2,810円	5,610円	8,420円
	70~74 歳	3,490円	6,980円	10,460円
	75~79 歳	4,210円	8,420円	12,630円
	80~84 歳	4,940円	9,890円	14,830円
85~89 歳	5,650円	11,300円	16,950円	
90 歳 (更新のみ)	6,360円	12,720円	19,070円	



がんは  
気になる病気よね?

### 【がん治療の例】

性別 ● 女性 職業 ● 会社員  
診断時の年齢 ● 37歳 診断名 ● 乳がん (Ⅱ期)

■ 初期治療費 (期間6か月) **¥ 784,650**

● 内訳  
手術・入院費 ..... **¥ 259,490**  
抗がん剤治療費 ..... **¥ 525,160**



■ 術後治療費 **¥ 2,695,141**

● 内訳  
検査・治療費 ..... **¥ 1,669,969**  
薬剤費 ..... **¥ 438,420**  
その他 ..... **¥ 586,752**

※記載している治療の内容・期間・費用は、実際の罹患者個人の実体験による情報です。

【出典】 あんしん生命「もしもの時のがんのはなし (16頁)」

## 注意

- 保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢 (保険期間の開始日=2022年5月1日における満年齢) によって異なります。
- 新規加入は満5歳以上、満89歳以下の方に限ります。
- 90歳の方は更新加入のみ (補償は91歳の2023年5月1日午後4時まで) となります。
- 保険期間中の保険金額の増額 (タイプアップ) はできません。
- がん補償の告知にあたりましては、53ページ記載の「告知の大切さに関するご案内」を必ずご確認ください。
- この補償は死亡、入院、通院、手術に対する補償はありません。
- 今回よりご加入時の「保険始期日から90日間の待機期間」が廃止となりました。そのため、加入初年度と加入2年以降の保険料は同一となります。



# 傷害補償

約**43.3%**割引 (団体割引30%・大口団体契約割引10%適用)  
損害率による割引10%適用

\*損害率による割引および大口団体契約割引は、天災危険補償特約には適用されません

詳細は34ページをご参照ください

本人型



夫婦型



家族型

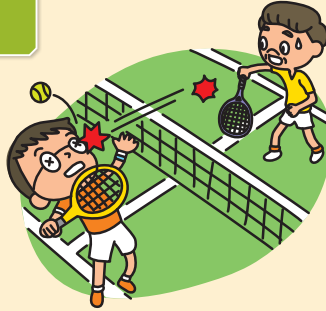


ご家族の方などがご加入いただくこと  
によって同居の親族等も補償の対象と  
なります。 詳細はP.5をご覧ください。

## 選べる3つのコース

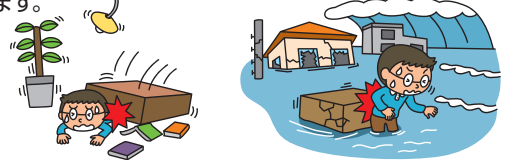
### 日常生活全般コース

国内外での「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。



**[天災危険補償特約付き] (NFB・NKB・NKDタイプ)**

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によりケガをした場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。



### ゴルフ中のみコース (本人型のみ)

国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導中に「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。  
[ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約セット]



### 交通事故のみコース

国内外での交通事故等\*1により、保険の対象となる方がケガをした場合に、保険金をお支払いします。  
[交通事故傷害危険のみ補償特約セット]

\*1 交通事故等の定義については、34ページ「補償の概要等」をご確認ください。



死亡・後遺障害	ケガで死亡されたり後遺障害が生じたときに、保険金をお支払いします。
入院・手術	ケガで入院*1や手術*2をしたときに、保険金をお支払いします。 *1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。 *2 事故の日から180日以内に受けた手術に限り。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
通院	ケガで通院したときに、保険金をお支払いします。 *事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

#### ご加入できる方



配偶者、お子様、ご両親等もご加入いただけます。

**年齢制限なし**

※詳細はP.5をご覧ください。

※「夫婦型」の場合はどちらかお一人がご加入いただくことにより配偶者も補償の対象となります。「家族型」の場合はご家族のどなたかがご加入いただくことにより、同居の親族等も補償の対象となります。詳細はP.5をご覧ください。

#### 加入口数

2口まで (「ゴルフ中のみコース」「交通事故のみコース」は1口まで)  
(3口でのご加入されている方はご継続できます)

コース	日常生活全般				ゴルフ中 <sup>3</sup> のみ		交通事故のみ		
	本人型	夫婦型	家族型	本人型	本人型	本人型	本人型	配偶者	その他親族
タイプ	SKN	NFB	NKB	NKD	FG	JNH	JNK		
加入口数	2口まで				1口まで		1口まで		
被保険者 <sup>4</sup>	本人のみ	本人・配偶者	本人	配偶者・その他親族	本人のみ	本人のみ	本人	配偶者	その他親族
死亡・後遺障害保険金額	50万円	500万円		200万円	500万円	150万円	300万円	200万円	150万円
入院保険金日額	なし	5,000円			7,500円	2,500円	2,500円	2,000円	1,000円
通院保険金日額	なし	3,000円			5,000円	2,000円	1,500円	1,000円	1,000円
傷害手術 保険金額 <sup>5</sup>	入院中	なし	5万円		7.5万円	2.5万円	2.5万円	2万円	1万円
	入院中以外	なし	2.5万円		3.75万円	1.25万円	1.25万円	1万円	5,000円
天災危険補償特約	なし	あり		なし	なし				
1口あたり 月払保険料	職種級別A	40円	1,310円	2,450円	3,920円	30円	220円	410円	
	職種級別B	50円	1,890円	3,030円	4,500円				

※保険料は保険の対象となる方ご本人の職種級別によって異なります(ゴルフ中のみ、交通事故のみコースを除く)。

職種級別A: 事務従事者、学生、家事従事者等、下記の職種級別Bに該当しない方

職種級別B: 自動車運転者、建設作業員、農林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、木・竹・草・つるの製品製造作業員 (以上6職種)

なお、夫婦型、家族型の場合、保険の対象となる方ご本人が職種級別Bに該当するときは、他の方を保険の対象となる方ご本人とすることにより、保険料が安くなる場合がありますので、詳しくはパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

\*3 保険金のお支払いに際しましては、ゴルフ場の事故証明書(傷害)のご提出が必要となりますので、事前に東京海上日動または代理店までお問い合わせください。

\*4 P.5「保険の対象となる方」をご参照ください。

\*5 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等、お支払いの対象外があります。

# 自転車プラン



自転車に乗る方へ  
オススメ!

⚠️ 現在、34都道府県・2政令指定都市において、自転車保険（個人賠償責任補償）等への加入を義務づける条例が制定されています。（2021年10月1日現在）

**【個人賠償責任補償】に“弁護士費用特約付”タイプを発売します！**

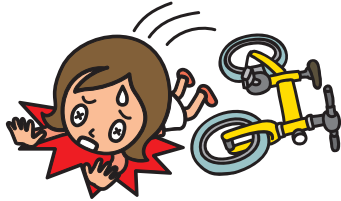
2022年5月1日より、【弁護士費用特約】を発売します！

従来の個人賠償責任補償（LAタイプ）にご加入の方は、弁護士費用特約付（LBタイプ）への見直しをご検討ください！

## 自転車事故にフルガードくんで備える3つの安心



**ケガをしても安心**  
（傷害補償）



自転車で走行中に転倒して、左足を骨折



**加害者になっても安心**  
（個人賠償責任補償）

示談交渉サービス付き！\*



自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。  
※国内の事故のみ



**被害者になっても安心**  
（弁護士費用特約）



自転車で轢かれ、大怪我を負ったが、相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないので、損害賠償請求したい。

### 1 【個人賠償責任補償】のタイプを選択ください。

- 相手への賠償責任だけに備える場合は【タイプLA】
- 相手への賠償責任&自分のもらい事故等にも備える場合は【タイプLB】

コース	日常生活全般 （家族型）	日常生活全般 （弁護士費用特約付） （家族型）
タイプ	LA	LB
保険金額	国内：無制限 国外：1億円	
弁護士費用特約	—	300万円
月払保険料	140円	280円

\*各コースの補償内容・保険金額等は、18ページをご覧ください。

#### 家族型



ご家族の方どなたかがご加入いただくことによって同居の親族等も補償の対象となります。詳細はP.5をご覧ください。

### POINT!

#### 【LA・LBタイプ】共通

- 全国の自治体で加入義務化、促進されている「自転車保険（自転車損害賠償責任補償）」に対応します。
- 【示談交渉サービス付き】  
もしものときもあんしんの、「示談交渉サービス」が付帯されています。

#### 【LBタイプのみ】

- 弁護士費用特約は新発売です。従来のタイプLAにご加入の方は、今回の一斉募集時のみ、タイプLBに切替ができます！保険期間中にタイプLAからタイプLBに変更することはできません。

### 2 【傷害補償】のタイプを選択ください。

- オールリスクのケガに備える場合は【日常生活全般コース】を。
- 自転車事故等交通事故のケガのみに備える場合は【交通事故のみコース】を。

コース	日常生活全般			交通事故のみ	
	本人型	夫婦型	家族型	本人型	家族型
タイプ	NFB	NKB	NKD	JNH	JNK
月払保険料（1口）	1,310円	2,450円	3,920円	220円	410円

\*各コースの補償内容・保険金額等は、左記15ページをご覧ください。

\*日常生活全般コースの保険料は、職種級別Aタイプの場合です。



### ご加入例

#### ■ 保険料をおさえない方

	タイプ	月払保険料	合計保険料
個人賠償責任補償 （日常生活全般コース）	LA	140円	360円 （1日あたり約12円）
傷害補償 （交通事故のみ補償）	JNH	220円	

\*上記の傷害補償の加入例は、本人型・職種級別Aタイプの場合です。

#### ■ 幅広く・しっかり備えておきたい方！

**おすすめ!**

	タイプ	月払保険料	合計保険料
個人賠償責任補償 （日常生活全般 弁護士費用特約付）	LB	280円	1,590円 （1日あたり約53円）
傷害補償 （日常全般コース）	NFB	1,310円	

保険の  
対象となる方

医療補償

がん補償

傷害補償

個人賠償責任補償

借家人賠償責任補償

住宅内生活用  
動産損害補償

携行品  
損害補償

ホルインフン・  
アルヒス養殖償

長期障害  
所得補償

介護補償

補償の概要等  
加入依頼書記入例

# 個人賠償責任補償

詳細は35～36ページをご参照ください

## 日常生活全般コース (タイプLA)

加入口数  
1口まで

家族型



ご家族の方どなたかがご加入いただくことにより同居の親族等も補償の対象となります。詳細はP.5をご覧ください。

### 日常生活での損害賠償責任を補償するLAタイプ

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りたものや預かったもの(受託品)<sup>\*1</sup>を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

\*1 携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、メガネ、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

【例えば…】

- 買い物中、誤って商品を壊してしまった
- 自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。
- 他人から借りた旅行カバンを盗まれた。



## 日常生活全般 弁護士費用特約付コース (タイプLB)

NEW!

加入口数  
1口まで

家族型



ご家族の方どなたかがご加入いただくことにより同居の親族等も補償の対象となります。詳細はP.5をご覧ください。

### 日常生活での損害賠償責任の補償に弁護士費用特約が付保されたLBタイプ

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢<sup>\*1</sup>・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ<sup>\*2</sup>などにより精神的苦痛を被った場合<sup>\*3</sup>に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。

- \*1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。
- \*2 職場でのいじめ・嫌がらせについては保険金はお支払いしません。
- \*3 警察へ提出した被害届や学校の相談窓口への届け出等、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。

▲保険期間中に他タイプから、こちらのタイプLBに変更することはできません。他タイプにご加入中のお客様は、一斉募集期間中(2022年2月1日～2022年2月28日)のみ変更手続きが可能です。



## ゴルフ中のみコース (タイプLG) (ゴルフ賠償責任補償特約セット)

加入口数  
1口まで

本人型



国内外において、ゴルフの練習、競技または指導中に他人(キャディを含みます)にケガ等をさせたり、他人の財物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)<sup>\*1</sup>を国内外で壊してしまったり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

\*1 携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、メガネ、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。



### 示談交渉サービス付き (上記3コース全てに付帯)

#### 示談交渉サービスとは?

賠償事故を起こしてしまった際、賠償金の支払いによる金銭的負担もさることながら、被害者への連絡などによる精神的負担もかかります。個人賠償責任補償では、保険会社が被保険者に代わって、被害者との交渉を行いますので安心です。

※示談交渉は原則として東京海上日動が行います。国内の事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限定されます。



補償を受けられる方



東京海上日動

示談交渉



相手方



## 保険金額と保険料

NEW!

コース	日常生活全般コース	日常生活全般 弁護士費用特約付コース	ゴルフ中のみコース
	家族型	家族型	本人型
タイプ名	LA	LB	LG
個人賠償責任保険金額	国内：無制限 国外：1億円	国内：無制限 国外：1億円	国内：無制限 国外：1億円
弁護士費用特約	—	最高300万円まで (国内事故のみ)	—
免責金額	—	—	—
保険料 (月払)	140円	280円	60円

※ 保険期間中にタイプLA・LGからタイプLBへの変更はできません。タイプLBへの変更は、一斉募集期間中(2022年2月1日~2022年2月28日)にお手続きください。

## 個人賠償責任補償の【弁護士費用特約】について

**Q1** タイプLBと、他の保険の弁護士費用特約の主な違いについて教えてください。

**A1** 下記表を参照ください。詳しくは東京海上日動または最寄りのMHI保険サービスまでご確認ください。

● 他の保険の弁護士費用等補償特約との主な違い ●

事故 (内容)		商品	団体総合生活保険 個人賠償責任補償(タイプLB)	自動車保険/火災保険 ※東京海上日動社の契約の場合
			弁護士費用等補償特約 (人格権侵害等)	弁護士費用特約 (日常生活・自動車事故型)
補償項目	被害 (身体障害または 財物損壊等)	自動車等によるもの	補償対象外	300万円限度/ 1事故・1被保険者
		自動車等によるもの以外	300万円限度/ 1事故・1被保険者	
	人格権侵害等	不当な身体拘束による自由の侵害、名誉毀損、プライバシー侵害、痴漢被害 <sup>*1</sup> 、ストーカー行為、いじめもしくは嫌がらせ <sup>*2</sup> による精神的苦痛		
	借地借家紛争	借地借家の賃貸借契約において発生した賃料、敷地など契約に関する紛争		補償対象外
	離婚紛争	婚姻関係解消のための紛争 (調停・訴訟に関わるもののみ)		
	遺産分割 (相続) 紛争	被保険者和其他の相続人との間の遺産分割紛争		
労働紛争	賃金不払、人事異動、退職勧告その他労働条件等に関する紛争			

この比較表示には保険商品内容の全てが記載されているわけではありませんので、あくまで参考情報としてご利用ください。また、必ず「契約概要」やパンフレット等で保険商品全般についてご確認ください。

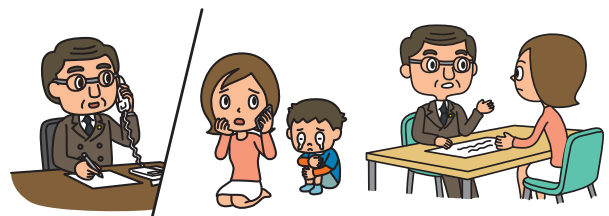
**Q2** どのようなときに、補償されますか？

**A2** 例えば、次のようなケースで補償されます。

- ・子どもが学校で、所持品を隠される、無視される、SNS上で悪口を記載される等のいじめを受け、不登校になった。どのように対処すべきか、弁護士に相談したい。
- ・自転車に轢かれ、大怪我を負ったが、相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないので、損害賠償請求したい。
- ・電車内で痴漢<sup>\*1</sup>され、怖くて電車に乗れなくなってしまったため、相手に損害賠償請求したい。等

\*1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。

\*2 職場でのいじめ、嫌がらせについては保険金はお支払いしません。



保険の  
対象となる方

医療補償

がん補償

傷害補償

個人賠償  
責任補償

借家人賠償  
責任補償

住宅内生活用  
動産損害補償

携行品  
損害補償

ホビーインファン・  
アルパシオ養殖補償

長期障害  
所得補償

介護補償

補償の概要等  
加入依頼書記入例



# 借家人賠償責任補償

37.0%割引 (団体割引30%  
損害率による割引10%適用)

詳細は36ページをご参照ください

加入口数  
1口まで



**賃貸住宅にお住まいの方におすすめ!**  
借りているお住まいに損害を与えた場合の賠償金等を補償します。

国内における借用户室 (社宅・寮等) での火災、破裂・爆発、水漏れ、盗難の事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

また、落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借用户室を修理した費用についても保険金をお支払いします。

※借家人賠償責任補償には示談交渉サービスは付いていません。

▲本補償は「住まいの保険」の借家人賠償責任・修理費用補償特約とは補償範囲が異なります。加入いただく際は各商品のパンフレット・約款を確認ください。



コース	本人型
タイプ	SKB
保険金額	500万円
月払保険料	100円

**単独ではご加入いただけません。**

※単独ではご加入いただけません。傷害補償、医療補償、がん補償、介護補償、団体長期障害所得補償のいずれかとセットでお申込みください。

# 住宅内生活用動産損害補償

37.0%割引 (団体割引30%  
損害率による割引10%適用)

詳細は37ページをご参照ください

加入口数  
1口まで



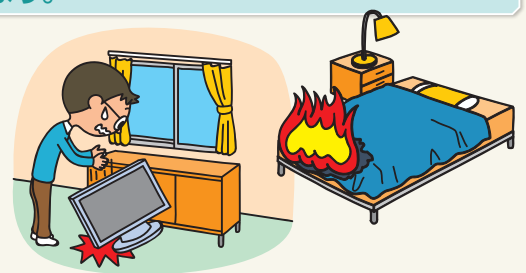
ご家族の方どなたかがご加入いただくことによって同居の親族等も補償の対象となります。詳細はP.5をご覧ください。

**自宅内の家財の損害を補償!**  
お子様の就学に伴う下宿先に所在する家財も補償の対象となります。

国内において、自宅内の家財が火災等の偶然な事故や盗難によって損害を受けた場合に、保険金をお支払いします。

※自転車、サーフボード、携帯電話、ノート型パソコン、眼鏡、ペット、植物、手形その他の有価証券 (小切手は含みません。)、商品・製品等は、補償の対象となりません。

※家族型の場合、お子様の就学に伴う下宿先に所在する家財も補償の対象となります。



コース	本人型	夫婦型	家族型
タイプ	MA	MB	MC
保険金額	300万円	1,000万円	1,000万円
免責金額	5,000円	5,000円	5,000円
月払保険料	750円	1,430円	1,510円

**単独ではご加入いただけません。**

※単独ではご加入いただけません。傷害補償、医療補償、がん補償、介護補償、団体長期障害所得補償のいずれかとセットでお申込みください。

※「夫婦型」の場合はどちらかお一人がご加入いただくことによって配偶者も補償の対象となります。「家族型」の場合はご家族のどなたかがご加入いただくことによって、同居の親族等も補償の対象となります。詳細は5ページをご覧ください。

※保険期間中の保険金額の変更はできません。

# 携行品損害補償

37.0%割引 (団体割引30% 損害率による割引10%適用)

詳細は 37 ページをご参照ください

加入口数  
1口まで



ご家族の方どなたかがご加入いただくこと  
によって同居の親族等も補償の対象と  
なります。 詳細はP.5をご覧ください。

## 【日常生活用品全般コース】

国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。



※自転車、サーフボード、携帯電話、ノート型パソコン、眼鏡、ペット、植物、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品等は、補償の対象となりません。  
※損害額は時価額が限度となります。

## 【ゴルフ用品のみコース】 【ゴルフ用品補償特約セット】

国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。



- ①ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りません。)
- ②ゴルフクラブの破損、曲損

コース	日常生活用品全般			ゴルフ用品のみ	
	本人型	夫婦型	家族型	本人型	
タイプ	PA	PB	PC	PGA	PGB
保険金額	30万円	30万円	30万円	10万円	30万円
免責金額	5,000円	5,000円	5,000円	0円	
月払保険料	110円	130円	170円	60円	140円

※「夫婦型」の場合はどちらか一人がご加入いただくことにより配偶者も補償の対象となります。「家族型」の場合はご家族のどなたかがご加入いただくことにより、同居の親族等も補償の対象となります。詳細は5ページをご覧ください。

※保険期間中の保険金額の変更はできません。

# ホールインワン・アルバトロス費用補償

37.0%割引 (団体割引30% 損害率による割引10%適用)

詳細は 38 ページをご参照ください

加入口数  
1口まで



ご家族の方どなたかがご加入いただくこと  
によって同居の親族等も補償の対象と  
なります。 詳細はP.5をご覧ください。

## ゴルフを楽しむ方におすすめ! 記念品や祝賀会等の費用を補償します。

国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフのプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝いの費用等を負担した場合に、保険金をお支払いします。

※保険金のお支払には各種要件があります。ホールインワンの証明として東京海上日動が求める証明書・映像等をご提出いただけます。



コース	本人型		夫婦型	家族型
	HA	HB	HC	HD
タイプ				
保険金額*1	30万円	50万円	50万円	50万円
月払保険料	190円	320円	470円	750円

## 単独では ご加入いただけません。

※単独ではご加入いただけません。個人賠償責任補償、傷害補償、医療補償、がん補償、介護補償、団体長期障害所得補償のいずれかとセットでお申込みください。

※「夫婦型」の場合はどちらか一人がご加入いただくことにより配偶者も補償の対象となります。「家族型」の場合はご家族のどなたかがご加入いただくことにより、同居の親族等も補償の対象となります。詳細は5ページをご覧ください。

\*1 保険金のお支払いに際しましては、競技者の同伴、達成の客観的な証明が必要となりますので、事前に東京海上日動または代理店までお問い合わせください。

保険の  
対象となる方

医療補償

がん補償

傷害補償

個人賠償  
責任補償

借家人賠償  
責任補償

住宅内生活用  
財産損害補償

携行品  
損害補償

ホールインワン・  
アルバトロス費用補償

長期障害  
所得補償

介護補償

補償の概要等  
加入依頼書記入例

# 長期障害所得補償 (団体長期障害所得補償・GLTD)

詳細はP.39~40ページをご参照ください

新型コロナウイルスに対応

加入口数

5口まで

1口のご加入で月額10万円を補償します。

本人型



## ケガや病気で長期間働けなくなった時の収入減に備える!

ケガや病気、さらにはうつ病等の所定の精神疾患<sup>(※)</sup>のために就業障害になったときの所得の一部を補償する保険です。最長60歳・65歳の誕生日まで、所得の減少を補償し続けます。

本補償は会社の福利厚生制度であるフルガードくんを通じてのみ加入することができます。

(※) うつ病等の精神疾患の補償は2年間となります。

### ご加入できる方



配偶者等もご加入いただけます。詳細はP.5をご覧ください。

### 選べる補償期間60歳・65歳

雇用期間に関係なく、補償期間<sup>(※)</sup>を選択できます。

※てん補期間 (保険をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。)

### 選べる免責期間90日間・1095日間

就業障害発生日からカウントして、91日目または1096日目から保険金が支払われます。(免責期間とは、保険金をお支払いしない期間をいいます。)

### 職場復帰後も継続して補償

職場復帰後も、就業障害により20%超の所得喪失がある場合には、その所得喪失率に応じて補償します。

### 認知症・メンタル疾患補償特約付き (全タイプ)

うつ病、アルツハイマーや発達障害の症状悪化等による就業障害も補償します。ただし、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。

### 天災危険補償特約付き (全タイプ)

地震もしくは噴火またはこれらによる津波が原因の身体障害 (病気やケガ) による就業障害に対しても補償されます。



### 介護と仕事の両立支援特約付き (タイプ「C95K」のみ)

親族 (対象となる親族については、「補償の概要等」の介護対象者をご確認ください。) の介護のために休業や短時間勤務等をした場合の収入減を補償します。

## 1口 (支払基礎所得額/月額10万円) あたりの月払保険料

年齢: 2022年5月1日現在の満年齢

年齢 (歳)	【タイプC30】 免責1095日・補償期間60歳	
	男性	女性
15 ~ 24歳	520円	370円
25 ~ 29歳	540円	470円
30 ~ 34歳	560円	610円
35 ~ 39歳	680円	850円
40 ~ 44歳	940円	1,280円
45 ~ 49歳	1,210円	1,590円
50 ~ 54歳	1,150円	1,390円
55 ~ 59歳	1,590円	1,700円

年齢 (歳)	【タイプC90】 免責90日・補償期間60歳	
	男性	女性
15 ~ 24歳	720円	460円
25 ~ 29歳	750円	600円
30 ~ 34歳	790円	790円
35 ~ 39歳	1,000円	1,170円
40 ~ 44歳	1,410円	1,810円
45 ~ 49歳	1,940円	2,440円
50 ~ 54歳	2,240円	2,630円
55 ~ 59歳	2,090円	2,180円

年齢 (歳)	【タイプC35】 免責1095日・補償期間65歳	
	男性	女性
15 ~ 24歳	540円	380円
25 ~ 29歳	570円	510円
30 ~ 34歳	600円	660円
35 ~ 39歳	760円	960円
40 ~ 44歳	1,110円	1,540円
45 ~ 49歳	1,610円	2,160円
50 ~ 54歳	2,180円	2,710円
55 ~ 59歳	2,040円	2,210円
60 ~ 64歳	2,820円	2,690円

年齢 (歳)	【タイプC95】 免責90日・補償期間65歳	
	男性	女性
15 ~ 24歳	740円	470円
25 ~ 29歳	770円	620円
30 ~ 34歳	840円	840円
35 ~ 39歳	1,070円	1,290円
40 ~ 44歳	1,570円	2,070円
45 ~ 49歳	2,340円	3,030円
50 ~ 54歳	3,230円	3,880円
55 ~ 59歳	3,940円	4,180円
60 ~ 64歳	3,750円	3,500円

年齢 (歳)	【タイプC95K】 免責90日・補償期間65歳	
	男性	女性
15 ~ 24歳	760円	490円
25 ~ 29歳	800円	650円
30 ~ 34歳	910円	910円
35 ~ 39歳	1,210円	1,430円
40 ~ 44歳	1,850円	2,350円
45 ~ 49歳	2,900円	3,590円
50 ~ 54歳	4,320円	4,970円
55 ~ 59歳	5,770円	6,010円
60 ~ 64歳	6,570円	6,320円

### 「介護と仕事の両立支援特約」付き

介護のために休業や短時間勤務等をした場合の収入減少を補償します。

- 補償期間: 24 カ月
- 免責期間: 30 日
- 保険金額: 1 口支払基礎所得額月額 10 万円

※【タイプC95K】は【タイプC95】に【介護と仕事の両立支援特約】を付保した補償です。

\*補償の詳細は、「補償の概要等」のページ (P.39~40) に記載しております。

### <本特約にご加入いただける方>

以下の方が本特約にご加入いただけます。ご不明な場合には、就業規則等をご確認のうえ、人事部門等にご確認ください。

- ・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」において、介護による休業または就業制限が認められている方
- ・上記のほか、就業規則等において介護による休業または就業制限が認められている方





健康状態の告知が簡素化!  
加入しやすくなりました!

詳しくは p. 3

認知症・メンタル疾患  
補償特約・天災危険補償特約付

30.0%割引 (団体割引)  
30%適用

【タイプC95】(補償期間:65歳・免責期間:90日間)、1口(月額10万円)・月払保険料770円・25歳男性の場合



- 保険期間中の保険金額の増額・補償アップはできません。
- 口数限度は年収を12で割った平均月間所得額<sup>(※1)</sup>以内かつ50万円(5口)以内での支払基礎所得額(月額)をご加入の限度とします。
- 補償期間60歳のタイプ: 満55歳以上60歳未満の方は補償期間(てん補期間)3年間となります。
- 補償期間65歳のタイプ: 満60歳以上65歳未満の方は補償期間(てん補期間)3年間となります。
- 保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)や性別によって異なります。

※1 直前12か月における保険の対象となる方ご本人の所得<sup>(※2)</sup>の平均月額をいいます。

※2 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

## 更新のみお取扱いのタイプ

更新のみ

加入口数  
5口まで



こちらのタイプは新規のお申込みはお取扱いしておりません。  
すでにご加入いただいている方の更新のみお取扱いしております。

2018年5月1日始期以前の長期障害所得補償をご契約中の方は、更新時に再度健康状態を告知していただくことで、21ページ記載のタイプ(C30/C90/C35/C95/C95K)に切り替えのお申込みができます。切り替えのお申込みをされない場合は、従来の補償内容Aタイプ(下記補償内容)でのご継続となります。また、保険期間中の増額はできません。

### ケガや病気で長期間働けなくなった場合の所得を補償します。(免責期間1095日間)

- ・ 最長満60歳の誕生日まで※長期間にわたって補償します。
- ・ 天災危険補償特約がセットされています。
- ・ 認知症・メンタル疾患補償特約がセットされています。<sup>\*1</sup>
- ※1 ただし、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。また、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は2年となります。
- ・ 1口のご加入で月額10万円を補償します。
- ・ 口数限度は年収を12で割った平均月間所得額<sup>\*2</sup>以内かつ50万円(5口)以内での支払基礎所得額(月額)をご加入の限度とします。
- ・ 就業障害の定義: 被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない。

※満55歳以上60歳未満の方は補償期間3年間となります。

※2 直前12か月における保険の対象となる方ご本人の所得<sup>\*3</sup>の平均月額をいいます。

※3 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

1口 (支払基礎所得額 (月額)10万円 あたりの 月払保険料)	タイプ	タイプ A	
		男性	女性
2022年5月1日 現在の満年齢	15~24歳	460円	330円
	25~29歳	470円	420円
	30~34歳	500円	550円
	35~39歳	620円	770円
	40~44歳	850円	1,180円
	45~49歳	1,110円	1,450円
	50~54歳	1,060円	1,290円
	55~59歳	1,480円	1,590円

## 更新のみタイプ(Aタイプ)と現行タイプ(C30・C35・C90・C95・C95K)の補償比較

2018年5月1日以前契約

タイプ	免責期間	補償期間	就業障害定義*
A	1095日間	60歳	被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない *免責期間、てん補期間開始後とも同一です。

2018年5月1日以降契約(タイプ「A」より幅広い補償!)

タイプ	免責期間	補償期間	就業障害定義*
C30	1095日間	60歳	身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超 *てん補期間開始後の定義です。免責期間中の定義はタイプAと同一です。
C35	1095日間	65歳	
C90	90日間	60歳	
C95	90日間	65歳	
C95K	90日間	65歳	

保険の対象となる方

医療補償

がん補償

傷害補償

個人賠償責任補償

借家人賠償責任補償

住宅内生活用動産損害補償

携行品損害補償

ホルインフン・アル占ス養殖償

長期障害所得補償

介護補償

補償の概要等  
加入依頼書記入例



## 公的介護保険制度とは

### [公的介護保険制度の概要]

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

### [公的介護保険制度の被保険者（加入者）と受給要件]

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

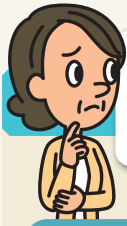
年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病（16種類の特定疾病）による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ● 要介護状態 （寝たきり、認知症等で介護が必要な状態） ● 要支援状態 （日常生活に支援が必要な状態）

\*1 公的医療保険（国民健康保険・被用者保険）の加入者である必要があります。

### [公的介護保険制度における要介護（要支援）状態区分について]

公的介護保険制度における要介護（要支援）状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当（自立）	歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持および状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作および手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

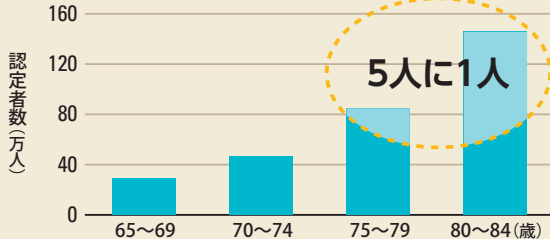


介護になった時の  
費用が不安…

もしもの介護に備えて「介護補償」があると安心です。

### 介護は身近なリスク

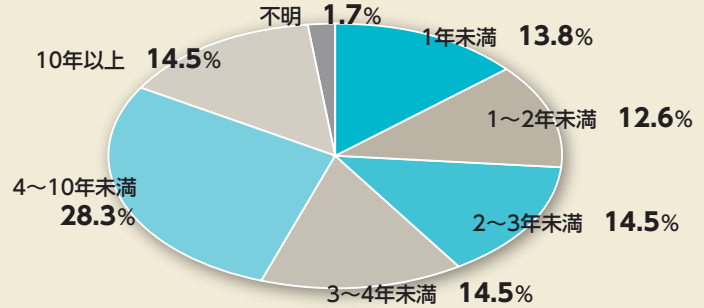
●要介護・要支援認定者数および認定率



【出典】「平成29年度介護保険事業状況報告」(厚生労働省)  
「平成29年人口推計」(総務省統計局)をもとに東京海上日動にて作成

### 介護期間と自己負担額

介護期間▶平均**54.5**か月／月々の自己負担額▶平均**7.8**万円



【出典】(公財) 生命保険文化センター「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査」

75~84歳では5人に1人が  
要介護・要支援状態に

しかも

月々の自己負担額  
平均**7.8**万円

介護は長期間におよびます  
・約60%が**3年以上**／・平均介護期間**54.5**か月

【費用総額のシミュレーション (1人あたり)】

月々の自己負担額 平均**7.8**万円

× 介護期間 平均**54.5**か月

= 費用総額：平均約**425**万円

※公的介護保険の自己負担分・公的介護保険対象外の自費出費額

【出典】(公財) 生命保険文化センター「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査」

実際に

「公的介護保険だけでは不十分」と感じている人が全体の**59.1%**にのぼっており、  
費用面での心配をしている方が多くいます。

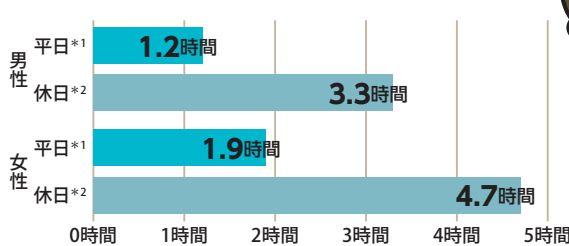
【出典】(公財) 生命保険文化センター「令和元年度生活保障に関する調査」

だから 長期にわたる介護費用に備えた資金準備があると安心です。

### 介護と仕事の両立

### 介護で仕事をやめたくないなあ

●働きながら介護を行っている人の平均介護時間



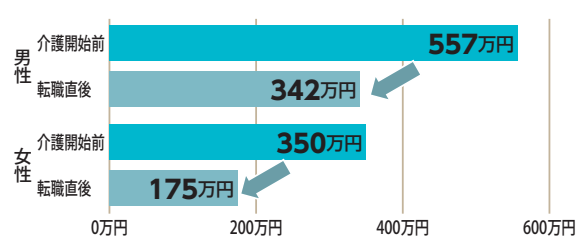
\*1 仕事ありの日 \*2 仕事なしの日

【出典】「平成29年就業構造基本調査」(総務省統計局)をもとに東京海上日動にて作成



毎年  
約10万人が  
介護離職  
しています

●介護開始前(離職前)、転職直後の平均年収比較



働きながら介護を行う場合、経済的負担に加え、  
長時間にわたる介護で時間的にも大きな負担が生じます。

介護離職を余儀なくされた場合、  
転職後の年収が大きく減少するリスクがあります。

【出典】(公財) ダイア高齢社会研究財団「仕事と介護の両立と介護離職に関する調査(平成27年3月)」をもとに東京海上日動にて作成

だから 介護と仕事の両立ができるよう、ホームヘルパーの活用も見据え、  
資金準備があると安心です。

### 増加する認知症患者数の将来推計

65歳以上の 認知症患者数	2012年	2015年	2020年	2025年	2030年	2040年
	462万人	517万人	602万人	675万人	744万人	802万人

【出典】「平成29年版高齢社会白書(概要版)」(内閣府)をもとに東京海上日動にて作成

認知症患者数は年々増加することが見込まれます。

**介護補償(年金払介護)は認知症アシスト**

(サービスのご案内をご参照ください)で  
認知症の方ご本人やご家族を**支援**します。

保険の  
対象となる方

医療補償

がん補償

傷害補償

個人賠償  
責任補償

借家人賠償  
責任補償

住宅内生活用  
動産損害補償

携行品  
損害補償

ホルインフン・  
アルヒス養殖補償

長期障害  
所得補償

介護補償

補償の概要等  
加入依頼書記入例



41ページをご参照ください

- 1 所定の要介護3以上の認定を受けた場合、**最大10年間・毎年100万円**の保険金を受け取れます。
- 2 79歳まで、お申し込みができます。(84歳まで更新できます。)
- 3 満40歳以上の配偶者・ご両親・お子様等もご加入できます。
- 4 「認知症アシスト」サービスがご利用いただけます。

詳細は 52ページをご覧ください

## 年金払介護補償保険金額：100万円

タイプ・HNK	男性	女性
40～44歳	80円	70円
45～49歳	100円	90円
50～54歳	140円	130円
55～59歳	240円	210円
60～64歳	430円	390円
65～69歳	1,010円	1,240円
70～74歳	1,660円	2,460円
75～79歳	3,580円	5,420円
80～84歳 (更新のみ)	7,170円	11,240円

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢（保険期間の開始日＝2022年5月1日における満年齢）や性別によって異なります。

## 補償の概要

公的介護保険制度に基づいて「要介護3以上」の認定を最初に受けた日から毎年1回、その日を含めて最大で10年間（10回）にわたり保険金が支払われます。

**てん補期間\*1：10年（10回目の保険金支払基準日まで）**

\*1 年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年（10回目の保険金支払基準日まで）をいいます。

※年金払介護補償特約を削除し、保険金のお支払い方法を一時金払に変更することはできません。

## ご加入できる方

◆ご加入時の年齢（2022年5月1日時点）が、満40歳以上、満79歳以下（更新の場合は満84歳以下）の方



配偶者、ご両親、お子様等もご加入いただけます。

**満40歳以上～満84歳以下**

※詳細はP.5をご覧ください。

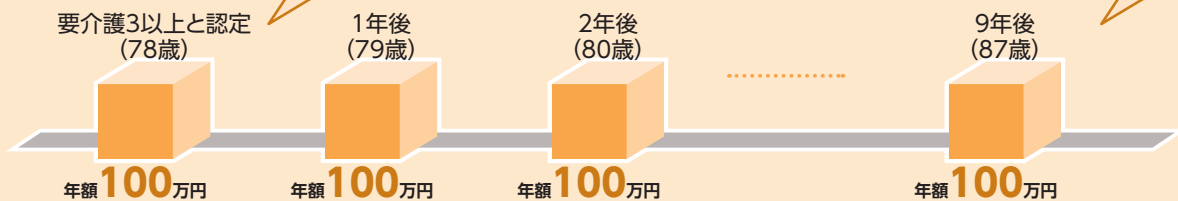
## 保険金お支払い方法

◆年金払介護補償保険金額：100万円

◆てん補期間：10年（途中で死亡した場合、保険金の支払いは終了します。）

※詳細はP.41の「介護補償（年金払介護）の保険金お支払い方法」をお読みください。

今後の保険料負担は不要



## よくあるご質問

**Q.1 三菱重工グループ社員の配偶者の両親や兄弟も加入できますか？**

加入できます。配偶者の両親、兄弟を被保険者（ご本人）として加入いただけます。

**Q.2 「一時金払タイプ」と「年金払タイプ」の両方に加入することはできますか？**

加入できます。（2021年5月1日以降始期契約より両方の加入ができるようになりました。）両タイプのご加入をご希望の方は、申込書が別途必要となりますので、最寄りのMHI保険サービスの窓口までご連絡ください。

**Q.3 「一時金払タイプ」から「年金払タイプ」に変更する場合、告知が必要ですか？**

別途告知が必要です。再度健康状態を告知していただくことで、「一時金タイプ」から「年金払タイプ」に変更することが可能です。逆の変更も同様です。なお、保険期間中の変更はできません。



# 介護補償

## 一時金払タイプ

公的介護保険連動型

37.0%割引 (団体割引30% 損害率による割引10%適用)

詳細は 42 ページをご参照ください

新型コロナウイルスに対応

加入口数  
1口まで



- 1 所定の要介護<sup>2</sup>以上の認定を受けた場合、**一時金100万円・200万円・300万円**を受け取れます。
- 2 84歳まで、お申し込みができます。(89歳まで更新できます。)
- 3 満40歳以上の配偶者・ご両親・お子様等もご加入できます。

**85歳以上は  
2人に1人が要介護者!**

保険金額		100万円	200万円	300万円
タイプ		HK1	HK2	HK3
満年齢・月払保険料 (1口)	40~44歳	10円	20円	20円
	45~49歳	20円	30円	50円
	50~54歳	30円	70円	100円
	55~59歳	70円	140円	210円
	60~64歳	140円	290円	430円
	65~69歳	410円	820円	1,230円
	70~74歳	850円	1,710円	2,560円
	75~79歳	1,860円	3,720円	5,590円
	80~84歳	4,290円	8,570円	12,860円
85~89歳 (更新のみ)	10,280円	20,550円	30,830円	

### 補償の概要

公的介護保険制度に基づいて「要介護2以上」の認定を受けた場合に保険金(一時金)が支払われるシンプルな補償です。これにより、自宅改修や介護用品購入等の介護に要する費用に備えることができます。

※保険期間中の保険金額の増額・補償アップはできません。  
※性別による保険料区分はありません。

### ご加入できる方

◆ご加入時の年齢(2022年5月1日時点)が、満40歳以上、満84歳以下(更新の場合は満89歳以下)の方



配偶者、ご両親、お子様等もご加入いただけます。

**満40歳以上~満89歳以下**

※詳細はP.5をご覧ください。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(保険期間の開始日=2022年5月1日における満年齢)によって異なります。  
※年金払介護補償特約を付帯し、保険金のお支払いを年金払に変更することはできません。

保険の対象となる方

医療補償

がん補償

傷害補償

個人賠償責任補償

借家人賠償責任補償

住宅内生活用動産損害補償

携行品損害補償

ホルインフン・アルカス養殖補償

長期障害所得補償

介護補償

補償の概要等  
加入依頼書記入例

# 介護補償 (旧:親介護補償特約)

更新のみ

37.0%割引 (団体割引30% 損害率による割引10%適用)

詳細は 42 ページをご参照ください

新型コロナウイルスに対応

加入口数  
1口まで



こちらのタイプは新規のお申し込みはお取り扱いしておりません。  
すでにご加入いただいている方の加入依頼書に記載されているタイプからの更新のみお取り扱いしております。

2018年5月1日始期以前の「医療補償親介護補償特約」をご契約中の方は、再度健康状態を告知していただくことで、上記タイプ(HK1、HK2、HK3)に切り替えのお申し込みができます。切り替えのお申し込みをされない場合は、「介護補償(更新のみ)タイプ(K1、K2、K3)タイプ(下記補償内容)」でのご継続となります。

三菱重工グループの社員または社員の配偶者の親が公的介護保険制度に基づく「要介護<sup>3</sup>以上」の認定を受けた場合に保険金(一時金)をお支払いします。

保険金額(タイプ別): K1・100万円、K2・200万円、K3・300万円

### 月払保険料

タイプ	2022年5月1日時点の年齢									
	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85~89歳 (更新のみ)
K1	10円	10円	20円	40円	90円	260円	560円	1,230円	2,850円	6,670円
K2	10円	20円	40円	90円	180円	530円	1,110円	2,450円	5,700円	13,340円
K3	20円	30円	60円	130円	270円	790円	1,670円	3,680円	8,540円	20,010円

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(保険期間の開始日=2022年5月1日における満年齢)によって異なります。  
※年金払介護補償特約を付帯し、保険金のお支払いを年金払に変更することはできません。



43ページをご参照ください

新型コロナウイルスに対応

加入口数  
1口まで



移行専用

- ・2021年1月1日付けで日立グループ制度から移行された方向けの専用タイプです。
- ・新規のお申込みはお取り扱いしておりません。  
すでにご加入いただいている方の更新のみお取り扱いしております。
- ・補償の増額、年金払いタイプへの見直しをされたい場合は、告知事項等をご確認のうえ、25～26ページのタイプからお選びください。  
(保険期間中の補償の増額・年金払タイプへの見直しはできません。)

**1** 所定の要介護**2**以上の認定を受けた場合、一時金100万円・200万円・300万円を受け取れます。

**2** 89歳まで更新できます。

保険金額	100万円	200万円	300万円	
タイプ	PK1	PK2	PK3	
満年齢・月払保険料(1口)	5～9歳	10円	10円	10円
	10～14歳	10円	10円	10円
	15～19歳	10円	10円	10円
	20～24歳	10円	10円	10円
	25～29歳	10円	10円	10円
	30～34歳	10円	10円	10円
	35～39歳	10円	10円	20円
	40～44歳	10円	20円	30円
	45～49歳	20円	50円	70円
	50～54歳	50円	90円	140円
	55～59歳	100円	190円	290円
	60～64歳	200円	400円	600円
	65～69歳	420円	840円	1,260円
	70～74歳	880円	1,760円	2,640円
75～79歳	1,930円	3,850円	5,780円	
80～84歳	4,430円	8,870円	13,300円	
85～89歳	10,610円	21,210円	31,820円	

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(保険期間の開始日=2022年5月1日における満年齢)によって異なります。

### 【「独自基準追加型」とは】

国の公的介護保険制度に基づく要介護状態の認定を受けた場合に加えて、別途、東京海上日動が定めた所定の要介護状態となった場合にも保険金をお支払いするものです。これは、公的介護保険制度の特徴をふまえた補償であり、公的介護保険制度による給付の対象外となってしまう「39歳以下の方」が要介護状態になった場合や、「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)以外の疾病」や「ケガ」により要介護状態になった場合についても保険金をお支払いできるメリットがあります。

### 独自基準追加型 (要介護2)

#### 補償の概要

公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた場合または東京海上日動が定める所定の要介護状態(要介護2用)\*1と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合に保険金(一時金)をお支払いします。これにより、自宅改修や介護用品購入等の介護に要する費用に備えることができます。

※保険期間中の保険金額の増額はできません。

※性別による保険料区分はありません。

\*1 東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)については、「補償の概要等」をご確認ください。

#### よくあるご質問

- Q1** 「タイプPK1(または2・3)」に加入していますが、26ページの「タイプHK1(または2・3)」のタイプにも追加で加入できますか?
- A1** ご加入できません。いずれか1つのみのご加入となりますので、ご希望のタイプにお申込みください。なお、「タイプPK1(または2・3)」は新規のお申込みは受付しておりません。(再加入もできません。)
- Q2** 「タイプPK1・PK2・PK3」の中でタイプ変更(保険金の増額・減額)はできますか?
- A2** できません。タイプ変更は告知事項等をご確認のうえ、26ページのHK1～HK3よりご選択ください。
- Q3** 「タイプPK1(または2・3)」に加入していますが、25ページの年金払タイプにも追加で加入できますか?
- A3** ご加入できます。申込書が別途必要となりますので、最寄りのMHI保険サービスの窓口までご連絡ください。
- Q4** 26ページのタイプ(HK1～HK3)と、27ページのタイプ(PK1～PK3)の違いは?
- A4** タイプ(HK1～HK3)は公的介護保険制度に基づいて「要介護2以上」の認定を受けた場合に、タイプ(PK1～PK3)は、さらに東京海上日動が定める所定の要介護状態(要介護2用)と診断され、その状態が90日以上を超えて継続した場合にも保険金(一時金)が支払われます。



新規のお申込みはお取り扱いしておりません。  
すでにご加入いただいている方の更新のみお取り扱いしております。


# 傷害補償 (交通事故のみコース)

更新のみ


43.3%割引  
(団体割引30%  
 損害率による割引10%  
 大口団体契約割引10%適用)

詳細は 34 ページをご参照ください

本人型



家族型



ご家族の方どなたかがご加入いただくこと  
によって同居の親族等も補償の対象と  
なります。 詳細はP.5をご覧ください。

国内外での交通事故等<sup>\*1</sup>により、保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。

## 【交通事故傷害危険のみ補償特約セット】

\*1 交通事故等の定義については、34ページ「補償の概要等」をご確認ください。

タイプ コース		FT		KT		
		本人型		家族型		
		本人	本人	配偶者	親族	
保険金額 (1口あたり)	死亡・後遺障害保険金額	800万円	400万円	350万円	300万円	
	入院保険金日額 <sup>*1</sup>	5,000円	5,000円	3,500円	3,000円	
	通院保険金日額	3,000円	3,000円	2,000円	1,500円	
月払保険料(1口あたり)		470円		740円		

\*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

保険の  
対象となる方

医療補償

がん補償

傷害補償

個人賠償  
責任補償

借家人賠償  
責任補償

住宅内生活用  
動産損害補償

携行品  
損害補償

ホールのインフン・  
アルトス急病補償

長期障害  
所得補償

介護補償

補償の概要等  
加入依頼書記入例

2022年2月吉日

## 団体総合生活保険の 2022年5月1日以降始期契約のご加入者様

東京海上日動火災保険株式会社

### 団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、2022年5月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容につきご案内させていただきますので、本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、保険料等が変更となる場合がございますので、募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認ください、ご不明な点や詳細につきましては代理店または弊社までお問い合わせいただけますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

#### 1 新たに販売・提供する補償・サービス

補償	改定項目	概要
賠償責任に関する補償	「弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)」の販売開始	他人からケガを負わされたり物を壊された場合や名誉・プライバシーの侵害、痴漢・ストーカー行為、いじめ・嫌がらせ等により精神的苦痛を被った場合の弁護士費用や法律相談費用をお支払いする「弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)」を新たに販売します。
	「痴漢被害・冤罪ヘルプコール」の提供開始	痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、対応方法等について弁護士に電話相談いただける「痴漢被害・冤罪ヘルプコール」を新設します。 ※本サービスは「弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)」にご加入いただいた場合のみ利用可能です。
介護補償 年金払介護のみ	「認知症アシスト」における新サービスの追加	「認知症アシスト」に、パソコン、スマートフォン、タブレットを用いた4つの簡単なテストで脳の反応速度、注意力、視覚学習および記憶力を評価する新たなサービス「脳の健康度チェック」を追加します。 本サービスは、エーザイ株式会社が提供するデジタルツール「のうKNOW(ノウノウ)」を通じて提供します。 ※本サービスは無償で提供します。 ※本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。 ※2021年4月1日以降始期契約から提供開始しています。

## 2 主な改定ポイント

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償					
① 団体長期障害所得補償 (GLTD)		② 医療補償		③ がん補償	④ 賠償・財産・費用に関する補償
変更する補償					
①	②	③	④	改定項目	概要
○	○			団体長期障害所得補償 (GLTD)、医療補償における健康状態告知書の改定 (引受条件の緩和)	健康状態告知書を大幅に簡素化するとともに、加入条件を緩和します。それに伴い、「特定疾病等不担保特約」を新規でセットする引受けを廃止します。 ※既に「特定疾病等不担保特約」をセットしているご契約については、引き続き「特定疾病等不担保特約」がセットされます。
	○	○		医療補償、がん補償における加入可能年齢の引上げ	保険の対象となる方ご本人および配偶者の加入可能な上限年齢を「満70歳」から「満89歳」に引き上げます。
		○		がん補償における「待機期間の不設定に関する特約 (がん用)」の自動セット化 (がん補償における待機期間90日間の廃止)	がん補償に「待機期間の不設定に関する特約 (がん用)」を自動セットし、初年度契約における保険始期日から90日間の待機期間を廃止します。 上記に伴い、がん補償における初年度割引 (▲25%) はなくなります。
		○		がん補償における更新時の責任加重 (保険金額の増額) の可能化	がん補償について、更新時の責任加重 (保険金額の増額) を可能とします。 ※1 責任加重時は、健康状態告知書の再取付が必要となります。
			○	個人賠償責任補償の保険料の改定	直近の保険金のお支払状況等を踏まえて、個人賠償責任補償特約の保険料を改定します。改定後の保険料は18ページをご参照ください。

このご案内は、2022年5月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

保険の  
対象となる方

医療補償

がん補償

傷害補償

個人賠償  
責任補償

借家人賠償  
責任補償

住宅内生活用  
動産損害補償

携行品  
損害補償

ホールのインフラ・  
アルトス養老補償

長期障害  
所得補償

介護補償

補償の概要等  
加入依頼書記入例



# 団体総合生活保険 補償の概要等

## 【医療補償】

病気やケガにより、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等（介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払い対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、パンフレット等記載の《お問い合わせ先》までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
医療補償基本特約	疾病入院保険金	<p>病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始した場合</p> <p>▶疾病入院保険金日額に入院した日数を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数<sup>*1</sup>を限度とします。</p> <p>※ 疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>*1 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ<sup>*1</sup></li> <li>保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ</li> <li>保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ（その方が受け取るべき金額部分）</li> <li>保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ</li> <li>無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ</li> <li>精神障害を原因とする事故によって被ったケガ</li> <li>麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ</li> <li>アルコール依存および薬物依存</li> <li>むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの</li> <li>この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ<sup>*2*</sup>等</li> </ul>
	疾病手術保険金	<p>病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術<sup>*1</sup>を受けられた場合</p> <p>▶以下の金額をお支払いします。</p> <p>①重大手術（詳細は欄外ご参照）：疾病入院保険金日額の40倍 ②①以外の入院中の手術：疾病入院保険金日額の10倍 ③①および②以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍</p> <p>*1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして<sup>*2</sup>2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被ったケガ</li> <li>麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ</li> <li>アルコール依存および薬物依存</li> <li>むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの</li> <li>この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ<sup>*2*</sup>等</li> </ul>
	放射線治療保険金	<p>病気やケガの治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療<sup>*1</sup>を受けられた場合</p> <p>▶疾病入院保険金日額の10倍の額をお支払いします。</p> <p>*1 血液照射を除きます。お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ばず影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。</li> <li>*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払い対象となります。</li> <li>*3 病気やケガを正しく告知していた場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。</li> </ul>
	傷害入院保険金	<p>ケガによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始した場合</p> <p>▶傷害入院保険金日額に入院した日数を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、傷害入院保険金支払限度日数<sup>*1</sup>を限度とします。</p> <p>※ 傷害入院保険金が支払われる入院中、さらに別のケガをされても傷害入院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>*1 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ばず影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。</li> <li>*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払い対象となります。</li> <li>*3 病気やケガを正しく告知していた場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。</li> </ul>
	傷害手術保険金	<p>ケガの治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術<sup>*1</sup>を受けられた場合</p> <p>▶以下の金額をお支払いします。</p> <p>①重大手術（詳細は欄外ご参照）：傷害入院保険金日額の40倍 ②①以外の入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 ③①および②以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍</p> <p>*1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして<sup>*2</sup>2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ばず影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。</li> <li>*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払い対象となります。</li> <li>*3 病気やケガを正しく告知していた場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。</li> </ul>

※ 「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

※ 「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます（「重大手術の支払倍率変更に関する特約」が自動セットされています。）。

- ①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術
- ②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
- ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術
- ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の全体または一部の移植手術

保険金をお支払いする主な場合	
退院後通院保険金特約	<p>保険期間中に疾病入院保険金または傷害入院保険金がお支払われる入院をし、退院した後、その病気やケガによって医師等の治療を必要とし、かつ、以下のような通院をされた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■入院の原因となった病気やケガの治療のための通院（往診を含みます。）であること</li> <li>■退院日の翌日からその日を含めて180日以内に行われた通院であること</li> </ul> <p>▶退院後通院保険金日額に通院日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の入院後の通院について、90日を限度とします。</p> <p>※ 疾病入院保険金または傷害入院保険金と重複してはお支払いできません。また、2つ以上の病気やケガのために1回の通院をした場合は、1回の通院とみなし、保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>※「傷害不担保特約（退院後通院保険金用）」をセットされる場合（ケガの特約をセットしない場合）は、ケガによる入院後の通院は保険金のお支払い対象となりません。</p>
成人病追加支払特約	<p><b>成人病入院保険金</b></p> <p>成人病（悪性新生物（がん）*1、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患）によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始した場合</p> <p>▶疾病入院保険金日額に入院した日数を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度とします。</p> <p>※ 成人病入院保険金がお支払われる入院中、さらに別の成人病となっても成人病入院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p><b>成人病手術保険金</b></p> <p>成人病（悪性新生物（がん）*1、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患）の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料や放射線治療料の算定対象として列挙されている手術*3や放射線治療*4を受けた場合</p> <p>▶以下の金額をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成人病手術保険金・入院中の手術：疾病入院保険金日額の10倍</li> <li>・成人病手術保険金・入院中以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍</li> <li>・成人病放射線治療保険金：疾病入院保険金日額の10倍</li> </ul> <p><b>成人病放射線治療保険金</b></p> <p>*1 補償対象となる「悪性新生物（がん）」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」および「国際疾病分類-腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類-腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。</p> </div> <p>*2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。</p> <p>*3 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*52種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。</p> <p>*4 血液照射を除きます。お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。</p> <p>*5 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p>
先進医療特約	<p>病気やケガによって、保険期間中に<b>先進医療を受けた場合</b>に、先進医療の技術に係る費用に応じて疾病入院保険金日額の10倍～610倍の額をお支払いします。</p> <p>保険金は、次の算式によって算出した額となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\text{保険金の額} = \text{疾病入院日額} \times \text{先進医療の技術に係る費用に応じて【別表】に定める倍率}</math> </div> <p>※ 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。</p>

保険金をお支払いしない主な場合（「医療補償基本特約」と同じ）

保険の対象となる方

医療補償

がん補償

傷害補償

個人賠償責任補償

借家人賠償責任補償

住宅内生活用動産損害補償

携行品損害補償

ホルインフン・アル占奪養育費

長期障害所得補償

介護補償

補償の概要等  
加入依頼書記入例

【別表】

先進医療の技術に係る費用	倍率	先進医療の技術に係る費用	倍率	先進医療の技術に係る費用	倍率	先進医療の技術に係る費用	倍率
～10万円以下	10	60万円超～70万円以下	70	140万円超～160万円以下	150	350万円超～400万円以下	360
10万円超～20万円以下	20	70万円超～80万円以下	80	160万円超～180万円以下	170	400万円超～450万円以下	410
20万円超～30万円以下	30	80万円超～90万円以下	90	180万円超～200万円以下	190	450万円超～500万円以下	460
30万円超～40万円以下	40	90万円超～100万円以下	100	200万円超～250万円以下	210	500万円超～550万円以下	510
40万円超～50万円以下	50	100万円超～120万円以下	110	250万円超～300万円以下	260	550万円超～600万円以下	560
50万円超～60万円以下	60	120万円超～140万円以下	130	300万円超～350万円以下	310	600万円超～	610

※ 「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

## 【がん補償】

保険の対象となる方ががん<sup>\*1</sup>と診断確定された場合に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

がん<sup>\*1</sup>と診断確定されたときに、がん<sup>\*1</sup>以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん<sup>\*1</sup>の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、パンフレット等記載の《お問い合わせ先》までご連絡ください。

\*1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。

悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」および「国際疾病分類-腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類-腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

【ご注意】 初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません（この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。）。

		保険金をお支払いする主な場合
がん補償基本特約	がん 診断保険金	保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ■初めてがんと診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約）から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん（原発がん）を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ■原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 ▶がん診断保険金額をお支払いします。 ただし、がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限ります。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。



## 【傷害補償】

- 「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ\*1をした場合に保険金をお支払いします。
- 「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットされる場合は、「交通事故等」\*2により、保険の対象となる方がケガ\*1をした場合に保険金をお支払いします。

- 「ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約」をセットされる場合は、国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導\*3中に「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ\*1をした場合に保険金をお支払いします。

\*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。

\*2 交通事故等とは以下のものをいいます。

- 運行中の交通乗用具\*4との衝突、接触等の交通事故
- 運行中の交通乗用具\*4に搭乗している間の事故
- 乗客として駅の改札口に入ってから出までの駅構内における事故
- 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故
- 交通乗用具\*4の火災による事故 等

\*3 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

\*4 自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等をいいます(身体障害者用の車いすも含みます。)

保険金のお支払い対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載の《お問い合わせ先》までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※ 1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※ 1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※ 入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるもの)に限り、をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。) *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	<p>〈「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットされない場合のみ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ</li> <li>・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ 等</li> </ul> <p>〈「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットされる場合のみ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーン等に搭乗している間に生じた事故によって被ったケガ</li> <li>・職務として荷物等の積込み作業、積卸し作業または整理作業をしている間のその作業によるケガ</li> <li>・職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃をしている間のその作業によるケガ</li> <li>・極めて異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭乗している間のケガ 等</li> </ul>
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※ 入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※ 通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。ただし、手指、足指のみの装着は対象外となります。 *1 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレースおよび三内式シーネをいいます。	<p>〈「ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約」をセットされる場合のみ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ 等</li> </ul> <p>*1 「天災危険補償特約」をセットされる場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガに対しても保険金をお支払いします。</p>

保険の対象となる方

医療補償

がん補償

傷害補償

個人賠償責任補償

借家人賠償責任補償

住宅内生活用動産損害補償

携行品損害補償

ホルインワン・アルパピエニ補償

長期障害所得補償

介護補償

補償の概要等  
加入依頼書記入例



【賠償責任に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	<p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <p>■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合</p> <p>■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合</p> <p>■電車等<sup>*1</sup>を運行不能にさせた場合</p> <p>■国内で受託した財物（受託品）<sup>**</sup>を壊したり盗まれた場合</p> <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※ 国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>※ 東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※ 記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p> <p>*2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物 等</p>	<p>・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害</p> <p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任<sup>*</sup>）によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物<sup>**2</sup>の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・航空機、船舶、車両<sup>**3</sup>または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>■差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使</p> <p>■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること</p> <p>■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い</p> <p>■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損</p> <p>■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</p> <p>■受託品の電気的または機械的故障</p> <p>■受託品の置き忘れまたは紛失<sup>**4</sup></p> <p>■詐欺または横領</p> <p>■風、雨、雪、電（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入</p> <p>■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等</p> <p>*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導<sup>**5</sup>中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。</p> <p>*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</p> <p>*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</p> <p>*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p> <p>*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p>

【費用に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
弁護士費用補償特約（人格権侵害等）	<p>国内における以下のような事由について、保険金の受取人<sup>*1</sup>が弁護士等<sup>**2</sup>への委任を行ったことにより弁護士費用を負担した場合または弁護士等<sup>**3</sup>に法律相談したことにより法律相談費用を負担した場合</p> <p>■保険の対象となる方が、急激かつ偶然な外来の事故（自動車事故を除きます。）により、身体の障害<sup>**4</sup>または財物の損壊等<sup>**5</sup>を被った場合</p> <p>■保険の対象となる方が、不当行為による自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けたことにより、精神的苦痛を被った場合<sup>**6</sup></p> <p>■保険の対象となる方が、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせを受けたことにより、精神的苦痛を被った場合<sup>**6</sup></p> <p>▶1つの原因事故<sup>**7</sup>について300万円を限度に保険金をお支払いします<sup>**8</sup>。</p> <p>※ 弁護士等<sup>**3</sup>への委任や法律相談および弁護士等<sup>**3</sup>への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。</p> <p>※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者<sup>**9</sup>、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。</p> <p>*2 弁護士または司法書士をいいます。</p> <p>*3 弁護士、司法書士または行政書士をいいます。</p> <p>*4 病気またはケガをいいます。</p> <p>*5 損壊または盗取をいいます。</p> <p>*6 警察へ提出した被害届や学校の相談窓口への届出等、その事実を客観的に証明できる場合に限り、</p> <p>*7 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。</p> <p>*8 弁護士等<sup>**2</sup>への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。</p> <p>*9 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。）。</p> <p>①婚姻意思<sup>**10</sup>を有すること</p> <p>②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること</p> <p>*10 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。</p>	<p>・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害</p> <p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>・差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害</p> <p>・保険の対象となる方の自殺行為<sup>**1</sup>、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害</p> <p>・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害<sup>**2</sup>、財物の損壊等<sup>**3</sup>または精神的苦痛</p> <p>・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいつ出により生じた身体の障害<sup>**2</sup>、財物の損壊等<sup>**3</sup>または精神的苦痛</p> <p>・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等<sup>**3</sup></p> <p>・労働災害により生じた身体の障害<sup>**2</sup>または精神的苦痛</p> <p>・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことによって生じた身体の障害<sup>**2</sup></p> <p>・石綿もしくは石綿を含む製品等が有する発ガン性等に起因する身体の障害<sup>**2</sup>、財物の損壊等<sup>**3</sup>または精神的苦痛</p> <p>・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害<sup>**2</sup>、財物の損壊等<sup>**3</sup>または精神的苦痛</p> <p>・電磁波障害に起因する身体の障害<sup>**2</sup>または精神的苦痛</p> <p>・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害<sup>**2</sup>、財物の損壊等<sup>**3</sup>または精神的苦痛</p> <p>・職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛</p> <p>・保険の対象となる方または賠償義務者<sup>**4</sup>の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害<sup>**2</sup>または財物の損壊等<sup>**3</sup></p> <p>・保険の対象となる方または保険の対象となる方の配偶者<sup>**5</sup>、父母もしくはお子様が賠償義務者<sup>**4</sup>である場合</p> <p>・保険契約または共済契約に関する原因事故<sup>**6</sup> 等</p> <p>*1 保険金のお支払い対象となる原因事故<sup>**6</sup>による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることがあります。</p> <p>*2 病気またはケガをいいます。</p> <p>*3 損壊または盗取をいいます。</p> <p>*4 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。</p> <p>*5 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。）。</p> <p>①婚姻意思<sup>**7</sup>を有すること</p> <p>②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること</p> <p>*6 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。</p> <p>*7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。</p>

# 【賠償責任に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約 + ゴルフ賠償責任補償特約	<p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ゴルフ<sup>*1</sup>の練習、競技または指導<sup>*2</sup>中に他人（キャディを含みます。）にケガ等をさせたり、他人の財物を壊した場合</li> <li>■ゴルフ<sup>*1</sup>の練習、競技または指導<sup>*2</sup>中に、国内で受託した財物（受託品）<sup>*3</sup>を壊したり盗まれた場合</li> </ul> <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※ 国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>※ 東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※ 記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 ケイマンゴルフ、ターゲットバードゴルフまたはパターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは含みません。</p> <p>*2 ゴルフ<sup>*1</sup>の練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p> <p>*3 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害</li> <li>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</li> <li>・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物<sup>*1</sup>の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>・航空機、船舶、車両<sup>*2</sup>または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使</li> <li>■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること</li> <li>■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い</li> <li>■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損</li> <li>■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</li> <li>■受託品の電氣的または機械的事故</li> <li>■受託品の置き忘れまたは紛失<sup>*3</sup></li> <li>■詐欺または横領</li> <li>■風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入</li> <li>■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等</li> </ul> <p>*1 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</p> <p>*2 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</p> <p>*3 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>
借家人賠償責任補償特約	<p>国内における借戸室での火災、破裂・爆発、水濡（ぬ）れ、盗難の事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借戸室を修理した費用も補償します。</p> <p>※ 示談交渉は東京海上日動では行いません。</p> <p>※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※ 記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害</li> <li>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</li> <li>・心神喪失によって生じた損害<sup>*1</sup></li> <li>・借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害<sup>*1</sup></li> <li>・借戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害<sup>*1</sup></li> <li>・借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害<sup>*1</sup> 等</li> </ul> <p>*1 法律上の損害賠償責任が生じないときに、貸主との契約に基づいて借戸室を修理した費用については、補償の対象となります。</p>

保険の対象となる方

医療補償

がん補償

傷害補償

個人賠償責任補償

借家人賠償責任補償

住宅内生活用動産損害補償

携行品損害補償

ホビーインファン・アルパレス補償

長期障害所得補償

介護補償

補償の概要等  
加入依頼書記入例



【財産に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
住宅内生活用動産特約	<p>国内での保険の対象となる方が居住に使用する住宅内（敷地を含みません。）に所在し、保険の対象となる方が所有する家財<sup>*1</sup>に損害が生じた場合 ▶損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ただし、損害額は時価額を限度（乗車券、通貨等は合計5万円、貴金属、宝石、美術品等は1個または1組あたり30万円を限度）とします。 また、臨時費用、残存物取片づけ費用、失火見舞費用もお支払いします。</p> <p>※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※ 記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 以下の場所に所在し、保険の対象となる方が所有する家財も含まれます。 ・保険の対象となる方の単身赴任先 ・保険の対象となる方にお子様も含む場合は、お子様の就学に伴う下宿先</p> <p>◎ 以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器（じゅうき）、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物、義歯 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害</li> <li>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</li> <li>・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害</li> <li>・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害</li> <li>・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害</li> <li>・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害</li> <li>・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害</li> <li>・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害</li> <li>・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</li> <li>・電氣的または機械的事故に起因する損害</li> <li>・保険の対象の置き忘れまたは紛失<sup>*1</sup>に起因する損害</li> <li>・詐欺または横領に起因する損害</li> <li>・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害</li> <li>・保険の対象となる方の居住する住宅外（敷地を含みません。）で生じた事故による損害 等</li> </ul> <p>*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>
携行品特約	<p>国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合 ▶損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ただし、損害額は時価額を限度とします。</p> <p>※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※ 記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>◎ 以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器（じゅうき）、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物、義歯 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害</li> <li>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</li> <li>・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害</li> <li>・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害</li> <li>・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害</li> <li>・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害</li> <li>・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害</li> <li>・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害</li> <li>・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</li> <li>・電氣的または機械的事故に起因する損害</li> <li>・保険の対象の置き忘れまたは紛失<sup>*1</sup>に起因する損害</li> <li>・詐欺または横領に起因する損害</li> <li>・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害</li> <li>・保険の対象となる方の居住する住宅内（敷地を含みません。）で生じた事故による損害 等</li> </ul> <p>*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>
携行品特約＋ゴルフ用品補償特約	<p>国内外において、ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に次の損害が生じた場合 ■ゴルフ用品の盗難（ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りません。） ■ゴルフクラブの破損、曲損<sup>*1</sup> ▶損害額（修理費）から免責金額（自己負担額）を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。</p> <p>※ ゴルフ用品とは、ゴルフクラブ、ゴルフボール、ゴルフシューズ、ゴルフバッグ、ゴルフウェア等ゴルフ用に設計された物のほか、被服類ならびにそれらを受容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は含みません。 ※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※ 記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 破損、曲損が生じたゴルフクラブの損害に限りません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害</li> <li>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</li> <li>・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害</li> <li>・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害</li> <li>・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害</li> <li>・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害</li> <li>・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害</li> <li>・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害</li> <li>・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</li> <li>・電氣的または機械的事故に起因する損害</li> <li>・保険の対象の置き忘れまたは紛失<sup>*1</sup>に起因する損害</li> <li>・詐欺または横領に起因する損害</li> <li>・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害</li> <li>・ゴルフボールのみの盗難による損害 等</li> </ul> <p>*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>

## 【費用に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	<p>国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてパー35以上の9ホールを正規にラウンドし、1名以上の他の競技者を同伴したゴルフのプレー中に、下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合</p> <p>■ 同伴競技者および同伴キャディ等<sup>*1</sup>の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス（公式競技の場合は、同伴競技者または同伴キャディ等<sup>*1</sup>のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス）</p> <p>■ 記録媒体に記録されたビデオ映像等により客観的に達成を確認できるホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>▶ 達成のお祝いとして実際にかかった費用等<sup>*2</sup>を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。</p> <p>※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。</p> <p>※ 「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>※ 保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴キャディ等<sup>*1</sup>およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、東京海上日動が求めるすべてのものをご提出が必要となります。</p> <p>*1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。</p> <p>*2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</li> <li>・ 保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</li> <li>・ ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス</li> <li>・ パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ等</li> </ul>

保険の  
対象となる方

医療補償

がん補償

傷害補償

個人賠償  
責任補償

借家人賠償  
責任補償

住宅内生活用  
動産損害補償

携行品  
損害補償

ホールインワン・  
アルバトロス費用補償

長期障害  
所得補償

介護補償

補償の概要等  
加入依頼書記入例



【団体長期障害所得補償 (GLTD<sup>\*1</sup>) 定額型】

病気やケガによって所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して長期間にわたり保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後は、いかなる場合でも「就業障害」とはいいません。

\*1 GLTDは団体長期障害所得補償 (Group Long Term Disability) の略称です。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払い対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載の《お問合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償基本特約	<p>病気やケガによって保険期間中に就業障害となり、その期間が継続して免責期間<sup>*1</sup>を超えた場合 ▶就業障害期間<sup>*2</sup>1か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <math display="block">\text{支払保険金} = \text{支払基礎所得額}^{*3} \times \text{所得喪失率}^{*4} \times \text{約定給付率} (100\%)</math> </div> <p>ただし、支払基礎所得額<sup>*3</sup>が保険の対象となる方の平均月間所得額<sup>*5</sup>を超える場合には、平均月間所得額<sup>*5</sup>を支払基礎所得額<sup>*3</sup>としてお支払いする保険金の額を算出します。</p> <p>※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>※ 東京海上日動は保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または保険の対象となる方と、保険の対象となる方の業務復帰援助のために協議することがあります。東京海上日動はその協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害</li> <li>• 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害 (その方が受け取るべき金額部分)</li> <li>• 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害</li> <li>• 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害</li> <li>• 妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害</li> <li>• 妊娠または出産による就業障害</li> <li>• 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害</li> <li>• 保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害 (「認知症・メンタル疾患補償特約 (精神障害補償特約 (D))」がセットされておりますので、所定の精神障害については精神障害てん補期間<sup>*1</sup>を限度にお支払いの対象になります。)</li> <li>• むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害</li> <li>• 発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害</li> <li>• この保険契約が継続されてきた最初の保険契約 (初年度契約といえます。) の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害<sup>*2*</sup>等</li> </ul>
	<p>*1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。</p> <p>*2 「てん補期間<sup>*6</sup>内の就業障害の日数」をいいます (お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。)</p> <p>*3 保険金の算出の基礎となる申込書等記載の額をいいます。</p> <p>*4 病気やケガにより全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <math display="block">\text{所得喪失率} = 1 - \frac{\text{免責期間}^{*1} \text{が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額}^{*7}}{\text{免責期間}^{*1} \text{が開始する直前の上記期間に対応する各月における所得}^{*8} \text{の額}}</math> </div> <p>ただし、所得<sup>*8</sup>の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。</p> <p>*5 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得<sup>*5</sup>の平均月額をいいます。</p> <p>*6 同一の病気やケガによる就業障害<sup>*9</sup>に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間 (免責期間<sup>*1</sup>終了日の翌日からの期間) のことをいいます。</p> <p>*7 免責期間<sup>*1</sup>開始以降に業務に復帰して得た所得<sup>*8</sup>の額をいい、免責期間<sup>*1</sup>の終了した月から1か月単位で計算します。</p> <p>*8 「業務に従事することによって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。</p> <p>*9 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ (医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。) によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*1 「団体長期障害所得補償基本特約」のてん補期間にかかわらず、精神障害てん補期間が限度となります。</li> <li>*2 初年度契約の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払い対象となります。</li> <li>*3 就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。</li> </ul>

※ 「就業障害」とは、以下の状態をいいます (定義C タイプC30、C90、C35、C95、C95K)。

免責期間 <sup>*1</sup> 中	てん補期間 <sup>*1</sup> 開始後
<p>病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態<sup>*2</sup>。</p> <p>① その病気やケガのために、入院していること。</p> <p>② その病気やケガにつき、医師の治療を受けつつ、在宅療養していること。</p> <p>③ その病気やケガにより、経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること。</p> <p>*1 免責期間については、上記本文 (保険金をお支払いする主な場合欄) 内の「*1」をご確認ください。</p> <p>*2 職種を問わず、すべての業務に終日従事できない状態をいいます。例えば、会社員で営業職の方の場合、終日出社できず他の業務 (軽作業や事務作業等) も全くできない状態です。</p>	<p>病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない<sup>*2</sup>か、または一部従事することができず、かつ所得喪失率<sup>*3</sup>が20%超である状態。</p> <p>① その病気やケガのために、入院していること。</p> <p>② その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること。</p> <p>③ その病気やケガによる後遺障害が残っていること。</p> <p>*1 てん補期間については、上記本文 (保険金をお支払いする主な場合欄) 内の「*6」をご確認ください。</p> <p>*2 全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20%を超えないときは、就業障害に該当しません。</p> <p>*3 所得喪失率については、上記本文 (保険金をお支払いする主な場合欄) 内の「*4」をご確認ください。</p>

【更新のみ】※ 「就業障害」とは、以下の状態をいいます (定義E タイプA)。

免責期間 <sup>*1</sup> 中	てん補期間 <sup>*2</sup> 開始後
<p>病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態<sup>*3</sup>。</p> <p>① その病気やケガのために、入院していること。</p> <p>② その病気やケガにつき、医師の治療を受けつつ、在宅療養していること。</p> <p>③ その病気やケガにより、経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること。</p> <p>*1 免責期間については上記本文 (保険金をお支払いする主な場合欄) 内の「*1」をご確認ください。</p> <p>*2 てん補期間については上記本文 (保険金をお支払いする主な場合欄) 内の「*6」をご確認ください。</p> <p>*3 職種を問わず、すべての業務に終日従事できない状態をいいます。例えば、会社員で営業職の方の場合、終日出社できず他の業務 (軽作業や事務作業等) も全くできない状態です。</p>	

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
介護と仕事の両立支援特約(定額型)	<p>要介護状態となった介護対象者<sup>*1</sup>の介護のために保険期間中に就業障害となり、その期間が通算して免責期間<sup>*2</sup>を超えた場合</p> <p>▶就業障害期間<sup>*3</sup>1か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\text{支払保険金} = \text{支払基礎所得額}^{*4} \times \text{所得喪失率}^{*5} \times \text{約定給付率} (100\%)</math> </div> <p>ただし、支払基礎所得額<sup>*4</sup>が保険の対象となる方の平均月間所得額<sup>*6</sup>を超える場合には、平均月間所得額<sup>*6</sup>を支払基礎所得額<sup>*4</sup>としてお支払いする保険金の額を算出します。</p> <p>※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 保険の対象となる方の親族のうち、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(以下、育児・介護休業法)に定める対象家族、同法に準ずる他の法令および就業規則等に基づき介護による休業<sup>*7</sup>または就業制限<sup>*8</sup>の取得対象とすることが認められている方をいいます。</p> <p>*2 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。</p> <p>*3 「てん補期間<sup>*9</sup>内の就業障害の日数」をいいます(お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。)。ただし、保険の対象となる方が離職<sup>*10</sup>した場合における離職後の期間は含みません。</p> <p>*4 保険金の算出の基礎となる申込書等記載の額をいいます。</p> <p>*5 介護による休業または就業制限により全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\text{所得喪失率} = 1 - \frac{\text{免責期間}^{*2} \text{が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額}^{*11}}{\text{免責期間}^{*2} \text{が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得}^{*12} \text{の額}}</math> </div> <p>ただし、所得<sup>*12</sup>の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響あった場合は、公正な調整を行うことがあります。</p> <p>*6 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得<sup>*12</sup>の平均月額をいいます。</p> <p>*7 育児・介護休業法、同法に準ずる他の法令および就業規則等に基づく介護に関連する休業をいいます。</p> <p>*8 育児・介護休業法、同法に準ずる他の法令および就業規則等に基づく介護に関連する就業上の措置をいいます。</p> <p>*9 同一の介護対象者の介護による就業障害<sup>*13</sup>に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間(免責期間<sup>*2</sup>終了日の翌日からの期間)のことをいいます。</p> <p>*10 勤務先の関与する子会社、関連会社その他関係先への転籍を除きます。</p> <p>*11 免責期間<sup>*2</sup>開始以降に業務に復帰して得た所得<sup>*12</sup>の額をいい、免責期間<sup>*2</sup>の終了した月から1か月単位で計算します。</p> <p>*12 「業務に従事することによって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。</p> <p>*13 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった介護対象者の介護のために再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険の対象となる方および介護対象者の故意または重大な過失によって生じた介護対象者の要介護状態を原因とする就業障害</li> <li>・ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた介護対象者の要介護状態を原因とする就業障害(その方が受け取るべき金額部分)</li> <li>・ 介護対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態を原因とする就業障害</li> <li>・ 介護対象者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた要介護状態を原因とする就業障害</li> <li>・ 介護対象者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態を原因とする就業障害</li> <li>・ 介護対象者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用によって生じた要介護状態を原因とする就業障害</li> <li>・ 介護対象者がむちうち症や腰痛等で医学的他覚所見のない要介護状態を原因とする就業障害</li> <li>・ この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期より前に発生した事由を原因とする要介護状態による就業障害<sup>*1</sup>等</li> </ul> <p>*1 初年度契約の保険始期より前に発生した事由を原因とする要介護状態による就業障害についても、初年度契約の保険始期日以降に要介護状態となり、かつ、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後開始した就業障害については、保険金のお支払い対象となります。</p>

※本特約における「就業障害」とは、以下の状態をいいます。

免責期間 <sup>*1</sup> 中	てん補期間 <sup>*1</sup> 開始後
<p>保険の対象となる方が以下のいずれかに該当する状態。</p> <p>①介護による休業<sup>*2</sup>をしていること。</p> <p>②就業制限<sup>*3</sup>により、就業に支障が生じる直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができないこと。</p> <p>*1 免責期間については、上記本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の「*2」をご確認ください。</p> <p>*2 介護による休業については、上記本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の「*7」をご確認ください。</p> <p>*3 就業制限については、上記本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の「*8」をご確認ください。</p>	<p>左記の「免責期間中」の就業障害に該当し、かつ所得喪失率<sup>*2</sup>が20%超<sup>*3</sup>である状態。</p> <p>*1 てん補期間については、上記本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の「*9」をご確認ください。</p> <p>*2 所得喪失率については、上記本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の「*5」をご確認ください。</p> <p>*3 就業に支障が生じる直前に従事していた業務に全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20%を超えないときは、就業障害に該当しません。</p>

保険の対象となる方

医療補償

がん補償

傷害補償

個人賠償責任補償

借家人賠償責任補償

住宅内生活用動産損害補償

携行品損害補償

ホルインフン・アル占養補償

長期障害所得補償

介護補償

補償の概要等  
加入依頼書記入例



【介護補償 (年金払介護)】

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合に、最初に要介護状態\*1となったその日から毎年1回、その日を含めて最大10年間 (10回) にわたり保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払い対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態\*1の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載の《お問い合わせ先》までご連絡ください。

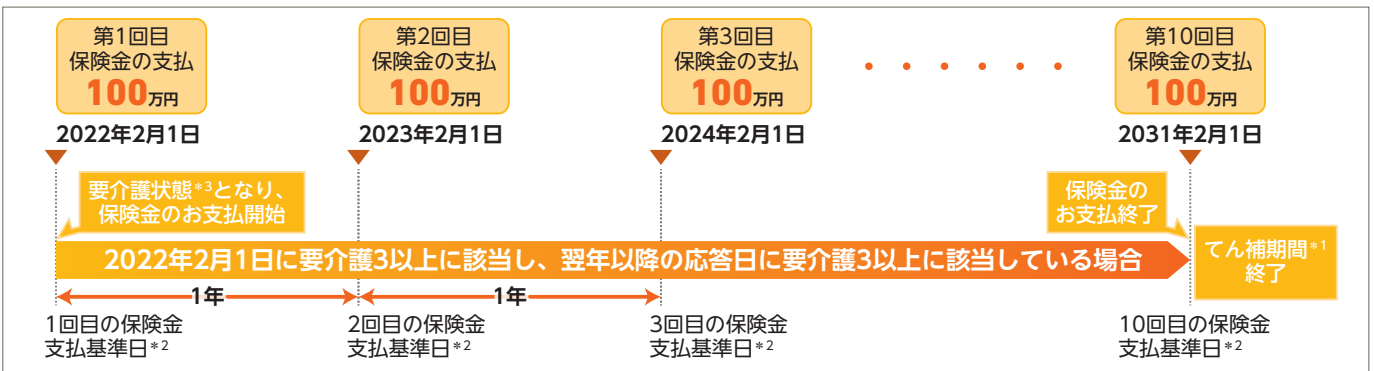
\*1 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
介護補償基本特約 十年年金払介護補償特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回年金払介護補償保険金 保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合 ▶年金払介護補償保険金額をお支払いします。</li> <li>第2回以後年金払介護補償保険金 既に第1回年金払介護補償保険金がお支払われた場合で、てん補期間*1中の保険金支払基準日*2ごとに、保険の対象となる方が要介護状態*3に該当しているとき ▶年金払介護補償保険金額をお支払いします。</li> <li>※ てん補期間*1中の保険金支払基準日*2時点で、公的介護保険制度に基づく要介護3以上から要介護2以下に回復している年度は保険金をお支払いしません。その翌年度以降のてん補期間*1中の保険金支払基準日*2に、再度要介護状態*3に該当している場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間*1は1回目の保険金支払基準日*2から通算した期間となります。 (例：最初に保険金をお支払いした後、すぐに回復したため、翌年以降5年間保険金をお支払いをしていない場合、その翌年に別の理由で再度要介護状態*3に該当し、それが継続したとしても、その後の保険金のお支払いは最大4年分となります。)</li> </ul> <p>上記にかかわらず、保険の対象となる方がてん補期間*1中に死亡した後の保険金支払基準日*2においては、保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*1 第1回年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年 (10回目の保険金支払基準日*2まで) をいいます。</li> <li>*2 1回目は最初に保険金を支払うべき要介護状態*3に該当した日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。</li> <li>*3 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1</li> <li>保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態</li> <li>保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態 (その方が受け取るべき金額部分)</li> <li>保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態</li> <li>無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態</li> <li>麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態</li> <li>アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態</li> <li>先天性疾患によって生じた要介護状態</li> <li>医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態</li> <li>この保険契約が継続されてきた最初の保険契約 (初年度契約といえます。) の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3 等</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。</li> <li>*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態*4については、保険金のお支払い対象となります。</li> <li>*3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。</li> <li>*4 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。</li> </ul>

※保険期間の開始時以降に公的介護保険制度の改正が行われた場合には、その制度の改正の内容または程度等に応じ、この保険契約の保険期間の開始時点において有効な公的介護保険制度に基づく要介護3以上に相当すると認められる状態を要介護状態とみなします。

《介護補償 (年金払介護) の保険金お支払い方法》

例 年金払介護補償保険金 (年額) : 100万円 保険期間 : 1年間 (2021年10月1日~2022年10月1日)  
てん補期間\*1 : 10年 (10回目の保険金支払基準日\*2まで)



※てん補期間\*1中の保険金支払基準日\*2時点で、公的介護保険制度に基づく要介護3以上から要介護2以下に回復している年度は保険金をお支払いしません。その翌年度以降のてん補期間\*1中の保険金支払基準日\*2に、再度要介護状態\*3に該当している場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間\*1は1回目の保険金支払基準日\*2から通算した期間となります。

(例：最初に保険金をお支払いした後、すぐ回復したため、翌年以降5年間保険金をお支払いしていない場合、その翌年に別の理由で再度要介護状態\*3に該当し、それが継続したとしても、その後の保険金のお支払いは最大4年分となります。)

※てん補期間\*1中に死亡した後の保険金支払基準日\*2においては、保険金をお支払いしません。

\*1 第1回年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年 (10回目の保険金支払基準日\*2まで) をいいます。

\*2 1回目は最初に保険金を支払うべき要介護状態\*3に該当した日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。

\*3 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

## 【介護補償（一時金払介護）】

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払い対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載の《お問い合わせ先》までご連絡ください。

### ■ 公的介護保険連動型（要介護3）

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
介護補償基本特約	<p>保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合</p> <p>▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態<sup>*1</sup></li> <li>保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態</li> <li>保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態（その方が受け取るべき金額部分）</li> <li>保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態</li> <li>無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態</li> <li>麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態</li> <li>アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態</li> <li>先天性疾患によって生じた要介護状態</li> <li>医学的 he 覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態</li> <li>この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態<sup>*2*3</sup></li> </ul> <p>*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。</p> <p>*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払い対象となります。</p> <p>*3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。</p>

### ■ 公的介護保険連動型（要介護2）

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
要介護3以上から要介護2以上の補償拡大に関する特約	<p>保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態となった場合</p> <p>▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態<sup>*1</sup></li> <li>保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態</li> <li>保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態（その方が受け取るべき金額部分）</li> <li>保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態</li> <li>無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態</li> <li>麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態</li> <li>アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態</li> <li>先天性疾患によって生じた要介護状態</li> <li>医学的 he 覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態</li> <li>この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態<sup>*2*3</sup></li> </ul> <p>*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。</p> <p>*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払い対象となります。</p> <p>*3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。</p>

保険の対象となる方

医療補償

がん補償

傷害補償

個人賠償責任補償

借家人賠償責任補償

住宅内生活用動産損害補償

携行品損害補償

ホルインフン・アルハス養殖補償

長期障害所得補償

介護補償

補償の概要等  
加入依頼書記入例



【介護補償】

■ 独自基準追加型 (要介護2)

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合							
介護補償基本特約+公的介護保険制度連動補償部分の要介護3以上から要介護2以上への補償拡大に関する特約+所定の要介護状態(要介護2用)の追加補償特約	保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態となった場合または以下の①および②のいずれにも該当する状態であることを医師等に診断され、その状態が診断された日から90日を超えて継続した場合 ①下表の左欄に記載するいずれかの行為の際に、右欄に記載する状態であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態<sup>*1</sup></li> <li>・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態</li> <li>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態(その方が受け取るべき金額部分)</li> <li>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態</li> <li>・無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態</li> <li>・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態</li> <li>・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態</li> <li>・先天性疾患によって生じた要介護状態</li> <li>・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態</li> <li>・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態<sup>*2*</sup>等</li> </ul>							
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="177 398 288 465">歩行</td> <td data-bbox="293 398 1114 465">壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 465 288 499">寝返り</td> <td data-bbox="293 465 1114 499">ベッド柵、ひも、パー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 499 288 801">入浴 その他の複雑な動作等</td> <td data-bbox="293 499 1114 801">                     次のア. またはイ. のいずれかに該当する状態                      ア. 車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態(次の(ア) および(イ) のいずれにも該当する状態をいいます。)                      (ア) 他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくはいすへ、車いすからいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくはいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。                      (イ) 自分では入浴時の洗身(浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません)を行うことが全くできないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。                      イ. 介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身(スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと)ができない。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 801 288 1032">排せつ等日常生活上の一部の行為</td> <td data-bbox="293 801 1114 1032">                     次のア. からウ. のいずれにも該当する状態                      ア. 自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末(身体のごれた部分を拭く行為またはトイレ内でのごれた部分を拭く行為)をすることができない。(自分で排尿および排せつ後の身体のごれたところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。)                      イ. 歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。                      ウ. 洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。                 </td> </tr> </table>	歩行	壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。	寝返り	ベッド柵、ひも、パー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。	入浴 その他の複雑な動作等	次のア. またはイ. のいずれかに該当する状態 ア. 車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態(次の(ア) および(イ) のいずれにも該当する状態をいいます。) (ア) 他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくはいすへ、車いすからいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくはいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。 (イ) 自分では入浴時の洗身(浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません)を行うことが全くできないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。 イ. 介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身(スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと)ができない。	排せつ等日常生活上の一部の行為	次のア. からウ. のいずれにも該当する状態 ア. 自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末(身体のごれた部分を拭く行為またはトイレ内でのごれた部分を拭く行為)をすることができない。(自分で排尿および排せつ後の身体のごれたところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。) イ. 歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。 ウ. 洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。
歩行	壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。								
寝返り	ベッド柵、ひも、パー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。								
入浴 その他の複雑な動作等	次のア. またはイ. のいずれかに該当する状態 ア. 車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態(次の(ア) および(イ) のいずれにも該当する状態をいいます。) (ア) 他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくはいすへ、車いすからいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくはいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。 (イ) 自分では入浴時の洗身(浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません)を行うことが全くできないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。 イ. 介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身(スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと)ができない。								
排せつ等日常生活上の一部の行為	次のア. からウ. のいずれにも該当する状態 ア. 自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末(身体のごれた部分を拭く行為またはトイレ内でのごれた部分を拭く行為)をすることができない。(自分で排尿および排せつ後の身体のごれたところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。) イ. 歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。 ウ. 洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。								
②以下のいずれかの状態であるため他人の介護が必要な状態であること。 ・衣類の着脱の際に、(1) ボタンのかけはずし、(2) 上衣の着脱、(3) スポンまたはパンツ等の着脱、(4) 靴下の着脱について、次のア. またはイ. のいずれかに該当する状態であること。 ア. 2つ以上の行為についてできない状態 イ. できない行為または見守りを必要とする行為が合わせて3つ以上ある状態 ・認知症により以下に記載する問題行為が2項目以上見られること。ただし、(1) から (21) までの項目については、少なくとも1か月間に1回以上の頻度で現れる状態をいいます。 (1) ひどい物忘れがある。 (2) まわりのことに関心を示さないことがある。 (3) 物を盗られた等と被害的になることがある。 (4) 作話をし周囲に言いふらすことがある。 (5) 実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。 (6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。 (7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。 (8) 暴言や暴行のいずれかまたは両方が現れることがある。 (9) 口や物を使って周囲に不快な音を立てることがある。 (10) 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。 (11) 介護者の助言や介護に抵抗することがある。 (12) 目的もなく動き回ることがある。 (13) 自分がどこにいるかわからず「家に帰る」等と言い落ち着きが無いことがある。 (14) 外出すると病院、施設、家等に1人で戻れなくなることがある。 (15) 1人で外に出たがり目を離せないことがある。 (16) いろいろなものを集めたり、無断でもってくることがある。 (17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。 (18) 物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。 (19) 排せつ物を意図的に弄んだり、尿をまき散らすことがある。 (20) 食べられないものを口に入れることがある。 (21) 周囲が迷惑している性的行動がある。 (22) 自力で内服薬を服用できない。 (23) 金銭の管理ができない。 (24) 自分の生年月日および年齢のいずれも答えることができない。 (25) 現在の季節を理解できない。 (26) 今いる場所の認識ができない。 ▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。 ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限ります。									

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載の《お問い合わせ先》までご連絡ください。

# 重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕

## 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。  
※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載の《お問い合わせ先》までご連絡ください。

### 〔マークのご説明〕



保険商品の内容を  
ご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる  
事項等、特にご注意ください事項

## I ご加入前におけるご確認事項

### 1 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

### 2 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

### 3 補償の重複に関するご注意



以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約<sup>\*1</sup>を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください<sup>\*2</sup>。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 ●弁護士費用等補償特約 (人格権侵害等)

\*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

\*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

### 4 保険金額等の設定



この保険での保険金額<sup>\*1</sup>は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償、携行品損害補償、住宅内生活用動産損害補償、個人賠償責任補償においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額<sup>\*1</sup>の増額等はできません。

#### 【団体長期障害所得補償】

団体長期障害所得補償基本特約、介護と仕事の両立支援特約の保険金額<sup>\*1</sup>は、平均月間所得額<sup>\*2</sup>以下 (平均月間所得額の85%以下を目安) で設定してください (保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額<sup>\*2</sup>を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。)

\*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額<sup>\*3</sup>×約定給付率とします。

\*2 直前12か月における保険の対象となる方の所得<sup>\*4</sup>の平均月額をいいます。

\*3 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。

\*4 団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

### 5 保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

### 6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

#### (1) 保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

#### (2) 保険料の払込方法



払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

#### (3) 保険料の一括払込みが必要な場合について



(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)

保険の  
対象となる方

医療補償

がん補償

傷害補償

個人賠償  
責任補償

借家人賠償  
責任補償

住宅内生活用  
動産損害補償

携行品  
損害補償

ホールインワン・  
アルバトロス費用補償

長期障害  
所得補償

介護補償

補償の概要等  
加入依頼書記入例

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分<sup>\*1</sup>に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分<sup>\*1</sup>について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただきますことや、ご加入者の加入部分<sup>\*1</sup>を解除することがありますのでご注意ください。

※団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意ください内容につきましては、「Ⅱ-1告知義務」をご確認ください。

\*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます (例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)

## 7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。



# Ⅱ ご加入時におけるご注意事項

## 1 告知義務



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項 (告知事項) です。正確に記載してください (東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください (項目名は補償によって異なる場合があります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

### [告知事項・通知事項一覧]

★: 告知事項 ☆: 告知事項かつ通知事項

基本補償・特約 項目名	傷害補償	団体長期障害所得補償	医療補償 がん補償	介護補償	個人賠償責任 借家人賠償責任 携行品 住宅内生活用動産 弁護士費用等
生年月日	—	★	★	★	—
性別	—	★	★	★ <sup>*1</sup>	—
職業・職務 <sup>*2</sup>	☆ <sup>*3</sup>	—	—	—	—
健康状態告知 <sup>*4</sup>	—	★	★	★	—

※すべての補償について「他の保険契約等<sup>\*5</sup>」を締結されている場合は、その内容についても告知事項 (★) となります。

\*1 年金払介護補償特約をセットされる場合のみ、告知事項となります。

\*2 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

\*3 交通事故傷害危険のみ補償特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約をセットされる場合には、告知事項・通知事項とはなりません。

\*4 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

\*5 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

### [団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償の「告知」(健康状態告知書)]

#### ①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族 (団体構成員の配偶者<sup>\*6</sup>、子供、両親、兄弟および団体構成員と同居の親族) を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

\*6 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます



(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚約とは異なります。)

- a. 婚姻意思<sup>\*7</sup>を有すること
- b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

<sup>\*7</sup> 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

## ②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

## ③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日<sup>\*8</sup>から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります<sup>\*9</sup>。

●責任開始日<sup>\*8</sup>から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません<sup>\*10</sup> (ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)

<sup>\*8</sup> ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

<sup>\*9</sup> 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

<sup>\*10</sup> 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

### <前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

(例)「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

## ④告知内容の確認について

ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

## 2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。



## 3 保険金受取人

### 【傷害補償】

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合<sup>\*1</sup>は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください (指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載の《お問い合わせ先》までお申出ください。

<sup>\*1</sup> 家族型補償 (本人型以外) の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

### 【がん補償】

保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください (原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

## 4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると、補償のない期間が発生することがあります。





## Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

### 1 通知義務等



#### 〔通知事項〕

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載の《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務〔告知事項・通知事項一覧〕」をご参照ください。

#### 〔その他ご連絡いただきたい事項〕

##### ●すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載の《お問い合わせ先》までご連絡ください。

##### ●団体長期障害所得補償

保険期間の途中において保険の対象となる方の平均月間所得額<sup>\*1</sup>がご加入時の額より減少した場合には、パンフレット等記載の《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。

\*1 直前12か月における保険の対象となる方の所得<sup>\*2</sup>の平均月額をいいます。

\*2 団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

##### ●借家人賠償責任

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめパンフレット等記載の《お問い合わせ先》までご連絡ください

#### 〔ご加入後の変更〕

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載の《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載の《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

### 2 解約される時



ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載の《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求<sup>\*1</sup>することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間<sup>\*2</sup>に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

\*1 解約日以降に請求することがあります。

\*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

### 3 保険の対象となる方からのお申出による解約



傷害補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載の《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

### 4 満期を迎えるとき



#### 〔保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合〕

##### ●補償共通

保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。

- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。

この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

#### 〔更新後契約の保険料〕

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

#### 〔補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合〕

団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

### 【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額<sup>\*1</sup>の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

\*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

### 【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載の《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。

更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

### 【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、パンフレット等記載の《お問い合わせ先》までご連絡ください。

### 【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

## IV その他ご留意いただきたいこと

### 1 個人情報の取扱い



●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
  - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
  - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
  - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
  - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
  - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（[www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp)）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いられません。

### 2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とすることにご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
  - ①この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といえます。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
  - ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

保険の対象となる方

医療補償

がん補償

傷害補償

個人賠償責任補償

借家人賠償責任補償

住宅内生活用財産損害補償

携行品損害補償

ホルインフン・アルクエニル補償

長期障害所得補償

介護補償

補償の概要等  
加入依頼書記入例



### 3 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80% (破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%) まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。
団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償		

### 4 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、パンフレット等記載の《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、<共同保険引受保険会社について>をご確認ください。

### 5 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに (介護補償については遅滞なく、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に) パンフレット等記載の《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
  - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
  - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等 (からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
  - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
  - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
  - ・附加給付の支給額が確認できる書類
  - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
  - ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類 (介護補償 (年金払介護) においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。)
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいらない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者\*1または3親等内のご親族 (あわせて「ご家族」といいます。) のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
  - \*1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
  - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。保険金のお支払後に、保険の対象となる方 (またはご加入者) からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方 (またはご加入者) に傷病名等を察知される可能性があります。
  - ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方 (またはご加入者) が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
    1. 保険の対象となる方 (またはご加入者) が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
    2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
    3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合

本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
- 保険金請求権には時効 (3年) がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
  1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合



2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

東京海上日動安心110番（事故受付センター）のご連絡先は、後記をご参照ください。



## 東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

### 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険株式会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。  
東京海上日動火災保険株式会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



**0570-022808**

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。  
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時  
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

通話料  
有料

#### <共同保険引受保険会社について>

引受保険会社	引受割合	引受保険会社	引受割合

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載の《お問い合わせ先》までご連絡ください。

団体総合生活保険 約款URL  
[https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/pdf/dantai\\_yakkan\\_211001.pdf](https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/pdf/dantai_yakkan_211001.pdf)

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内  
[www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp)

### 東京海上日動安心110番（事故受付センター）

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも  
「東京海上日動安心110番」へ



**0120-720-110**

受付時間：24時間365日

保険の  
対象となる方

医療補償

がん補償

傷害補償

個人賠償  
責任補償

借家人賠償  
責任補償

住宅内生活用  
動産損害補償

携行品  
損害補償

ホビーインフラ  
・  
アルトス養殖補償

長期障害  
所得補償

介護補償

補償の概要等  
加入依頼書記入例



# サービスのご案内

## 「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！ 東京海上日動のサービス体制なら安心です。



※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承ください。

### メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。  
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



24時間365日受付<sup>\*1</sup>

0120-708-110

<sup>\*1</sup> 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。



#### 緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

#### 医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

#### 予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

#### がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

#### 転院・患者移送手配<sup>\*2</sup>

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

<sup>\*2</sup> 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

### 介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

（受付時間：いずれも土日祝日、年末年始を除く）

・電話介護相談	： 9：00～17：00
・各種サービス優待紹介	： 9：00～17：00



0120-428-834



#### 電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム<sup>\*1</sup>」をご利用いただくことも可能です。

<sup>\*1</sup> お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

#### インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報を提供します。

〈ホームページアドレス〉 [www.kaigonw.ne.jp](http://www.kaigonw.ne.jp)

#### 各種サービス優待紹介<sup>\*2</sup>

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。<sup>\*3</sup>

<sup>\*2</sup> お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

<sup>\*3</sup> 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。

<sup>\*3</sup> サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

### デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や  
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

（受付時間：いずれも土日祝日、年末年始を除く）

・法律相談	： 10：00～18：00
・税務相談	： 14：00～16：00
・社会保険に関する相談	： 10：00～18：00
・暮らしの情報提供	： 10：00～16：00



0120-285-110

法律

税務

社会保険



#### 法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

〈ホームページアドレス〉 [www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html)

<sup>\*</sup> 弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

#### 社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。  
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

#### 暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

### メンタルヘルスサポート

【対象となる補償】

団体長期障害所得補償にご加入いただいた場合

自動セット



受付時間：9：00～21：00（日祝日を除く）

0120-783-503

#### メンタルヘルス電話相談

職場や家庭等で起こるさまざまな「こころ」の問題の解決をバックアップします。

職場や人間関係に関するお悩み等、メンタルヘルスについて心理相談員等にお電話でご相談いただけます。

## 認知症アシスト

### 【対象となる補償】

介護補償（年金払介護）にご加入いただいた場合

自動セット

脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。



### 検索支援サービス

#### 【緊急連絡ステッカー】

「緊急連絡ステッカー」をご希望に応じてお送りします\*1。行方不明となった認知症の方を発見した方が持ち物に貼付された「緊急連絡ステッカー」に記載のフリーダイヤルに連絡してIDを入力すると、連絡先等の個人情報を公開せずにご家族等と通話することができます。

\*1 ステッカーのお申込みは、保険の対象となる方が医師から認知症の診断を受けている場合に、初年度契約からの連続した保険期間中またはてん補期間中を通じて1回に限ります。ステッカーはフリーダイヤルにて受け付けた日の翌月末発送します。

\*2 ステッカーの有効期限は登録から3年2か月です。有効期限後もステッカーをご利用される場合は、(一社)セーフティネットリンケージへご入会いただき、会費等のお支払いが必要となります。

#### 【検索協力支援アプリ『みまもりあいアプリ』】

『みまもりあいアプリ』は、(一社)セーフティネットリンケージが取り組む「みまもりあいプロジェクト\*2」の支援ツールです。ご家族や介護ヘルパー等、認知症の方の行方不明時にご協力いただける方にあらかじめ本アプリをダウンロードしていただくことで、行方不明時に、「検索依頼」と「行方不明の方の情報や顔写真」を一斉送信することができます。配信情報は、アプリ内の発見ボタンを押すことで協力者に発見・御礼通知を配信するとともに消去されます。

\*2 「緊急連絡ステッカー」と「検索協力支援アプリ」を使って、外出時の万一の事態（行方不明・事故等）に、地域で助け合える協力者を増やし、見守り合える街を育てる活動です。

Android

iPhone



平仮名「みまもりあい」で検索、または左記二次元バーコードでアプリを取得しご利用ください。

こころの目でみまもりあえる街を。



### 「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「(公社)認知症の人と家族の会\*4」をご紹介します\*5。

\*4 認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。

\*5 年会費については、お客様にご負担いただけます。

## 痴漢被害・冤罪ヘルプコール

### 【対象となる補償】

弁護士費用等（人格権侵害等）にご加入いただいた場合

自動セット

受付時間：7:30～9:30/17:00～22:00  
（土日祝日、年末年始を除く）  
 0120-106-670

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法等について弁護士にお電話にてご相談いただけます。

\*本サービスはお電話でご相談いただけるものであり、弁護士との接見および事故現場への駆けつけは対象外となります。

\*いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

ご注意ください

各サービス共通

- ・ご相談のご利用は、保険期間中（認知症介護電話相談については、てん補期間中も含まれます。）にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者\*1・ご親族\*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシスト、介護アシスト、メンタルヘルスサポートの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- \*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
- \*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

### 受付時間:

（いずれも  
土日祝日、  
年末年始を除く）

・緊急連絡ステッカー : 9:00～17:00  
・「認知症の人と家族の会」紹介 : 9:00～17:00

 0120-775-677

・脳の健康チェック : 9:00～17:00

 0120-002-531

・認知症介護電話相談 : 9:00～17:00

 0120-801-276

### 脳機能向上トレーニング

(株)NeUが提供する脳機能向上トレーニング（「脳を鍛えるトレーニング」）をご利用いただけます。

監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見を基にしています。

本トレーニングは、記憶力や注意力など脳機能の維持向上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

#### 脳機能向上トレーニング「脳を鍛えるトレーニング」

【ホームページアドレス】 <https://tmnf-brain-training.jp>



左記二次元バーコードを読み取り、表示に従い、加入者証券番号の入力およびユーザ登録を行っていただきご利用ください。



\*本トレーニングは医療行為を行うものではありません。 監修：川島隆太氏

\*本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

\*お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

### 認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム\*3」をご利用いただくことも可能です。

\*3 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

### 脳の健康度チェック

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の健康度」をセルフチェックできるサービス「のうKNOW」をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間（約15分）で測定することができ、定期的に脳の健康度チェックに取り組んでいただけます。

\*本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。

\*本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

\*お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

保険の対象となる方

医療補償

がん補償

傷害補償

個人賠償責任補償

借家人賠償責任補償

住宅内生活用動産損害補償

携行品損害補償

ホルイフン・アルパシス補償

長期障害所得補償

介護補償

補償の概要等  
加入依頼書記入例

# 告知の大切さに関するご案内

## 告知の大切さについて、ご説明させていただきます。

団体長期障害所得補償（GLTD）・医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合\*1には、保険の対象となる方（被保険者）について健康状態の告知が必要です。

\*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます（更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。）。

告知書は保険の対象となる方（被保険者）**ご自身がありのままにご記入**ください。\*1

**告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけない**ことがあります。\*2

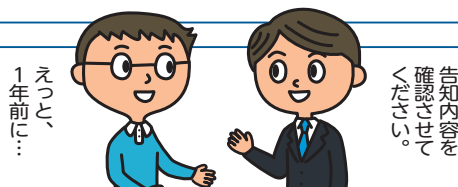
\*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。

介護補償にのみ（追加）加入される場合で、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟および団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方（被保険者）とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

\*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

**過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。**

お申込み後、保険金請求時等に、**告知内容についてご確認**させていただきます**場合**があります。



告知いただく内容例\*3は次のとおりです。

- ①入院または手術の有無（予定を含みます。）
- ②告知書記載の特定の疾病に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療（投薬の指示を含みます。）の有無
- ③過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける異常指摘の有無 等

\*3 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。

詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

**以下のケースもすべて告知が必要です。**

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の疾病について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内に健康診断で「要精密検査」との指摘を受けたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。（がん補償のみ）

**ご注意ください。**

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、パンフレット等記載の「お問い合わせ先」までご連絡ください。

団体長期障害所得補償（GLTD）・医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金お支払いの対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金お支払いの対象となります。

よろしく  
お願  
い  
いた  
します



※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。

また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。

告知に関するお問い合わせは、パンフレット等記載の「お問い合わせ先」までご連絡ください。



# ご加入内容確認事項 (意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載の《お問い合わせ先》までご連絡ください。

**1** 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- 保険金をお支払いする主な場合       保険金額\*1、免責金額 (自己負担額)       保険の対象となる方  
 保険期間       保険料・保険料払込方法

\*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

**2** 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載の《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項	傷害補償	団体 長期障害 所得補償	医療補償	がん補償	介護補償	左記以外 の補償
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?	—	●	●	●	●	—
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか? ※各区分 (AまたはB) に該当する職業例は下記のとおりです。 <input type="radio"/> 職種級別Aに該当する方: 「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方 <input type="radio"/> 職種級別Bに該当する方: 「自動車運転者」、「建設作業員」、「農林業作業員」、「漁業作業員」、「採鉱・採石作業員」、「木・竹・草・つる製品製造作業員」(以上、6職種) ※交通事故傷害危険のみ補償特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約をセットされる場合には、確認不要です。	●	—	—	—	—	—
<input type="checkbox"/> 支払基礎所得額×約定給付率は、平均月間所得額*1以下となっていますか?なお、支払基礎所得額×約定給付率の設定方法やお引受けできる限度額についてはパンフレット等をご確認ください。 *1 [平均月間所得額]とは、加入申込み直前12か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。	—	●	—	—	—	—
●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 <input type="checkbox"/> 保険の対象となる方によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか? *2 介護と仕事の両立支援特約のみを追加する場合は、告知は不要です(他の条件に変更がない場合に限ります。) *3 介護補償については、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。	—	●*2	●	●	●*3	—
●『団体長期障害所得補償で「介護と仕事の両立支援特約」にご加入される場合のみ』ご確認ください。 <input type="checkbox"/> 初年度契約の保険始期より前に要介護状態の原因が生じているご家族のために介護による休業等(就業障害といえます。)をされた場合は、保険金が支払われないことをご確認いただきましたか?*4 *4 初年度契約の保険始期日以降に要介護状態となり、かつ、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金をお支払いします。	—	●	—	—	—	—
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?	●	●	●	●	●	●

**3** 重要事項説明書の内容についてご確認くださいませましたか?

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意\*1」についてご確認ください。

\*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

保険の  
対象となる方

医療補償

がん補償

傷害補償

個人賠償  
責任補償

借家人賠償  
責任補償

住宅内生活用  
財産損害補償

携行品  
損害補償

ホルインフン・  
アル占ス養殖補償

長期障害  
所得補償

介護補償

補償の概要等  
加入依頼書記入例

## 共通

- Q.** 保険料の支払い方法は？
- 保険契約開始月の2か月後から給与天引きになります。  
例：保険開始月が5月の場合、7月の給与から毎月引去となります。
- A.**
- Q.** 加入依頼書が送付されてきた場合は、提出しないとイケませんか？
- 自動更新ですので、ご契約内容に変更がない場合は、ご提出不要です。ご契約内容や、お客様情報に変更がある場合は、必要事項を記入の上、ご提出ください。
- A.**
- Q.** 加入依頼書をなくしてしまいました。
- 加入依頼書を再送付致しますので、最寄のMHI保険サービスまでご連絡ください（ご契約内容や、お客様情報に変更がなければ、自動更新されますのでご提出は不要です。）。
- A.**
- Q.** 年末調整の保険料控除対象となるのは、どの補償ですか？
- 長期障害所得補償・介護補償・医療補償・がん補償が、【介護医療保険料控除】の対象となります。
- A.**
- Q.** 保険証券はいつ、どこに届きますか？
- 保険証券ではなく、「団体保険加入者票」がご加入者様の住所に4月中旬より順次発送されます。
- A.**

## 新規加入

- Q.** いつでも加入できますか？（5月1日を過ぎても加入できますか？）
- 加入できます。保険料は日割り計算ではなく、月割りとなります（毎月1日が始期日）。月の途中からでも補償を開始することができますが、その場合、保険料は加入した月の1か月分となります。また、補償開始までのお手続きに、数日かかる場合がありますので、最寄のMHI保険サービスまでご連絡ください。
- ※ご加入中の、がん補償、医療補償、介護補償、長期障害所得補償、個人賠償責任補償、携行品損害補償、住宅内生活用動産損害補償は、保険期間中の増額・特約追加はできません。タイプアップをご希望の場合は必ず、毎年5月1日までの更新時（手続期間2022年2月1日～2月28日まで）に申込みください。
- A.**
- Q.** 家族や、実家にいる両親や兄弟の補償も申込みできますか？
- はい、お申込みいただけます。詳細は5ページをご参照ください。
- A.**
- Q.** 妊娠中でも長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償に加入できますか？
- 加入できます。ただし、妊娠中毒症や帝王切開などで医師から入院や手術をすすめられていない方に限ります。
- A.**

## 補償継続

- Q.** 単身赴任で配偶者と別居になります。配偶者の補償は継続できますか？
- 継続できます。配偶者については当制度の全ての補償で、社員との同居を条件としていません。
- A.**
- Q.** 子供が就職して別居します。現在加入している補償は継続できますか？
- 継続できます。フルガードくんは婚姻歴のない未婚の子供については、別居となることで継続できなくなる補償はありません。
- A.**

**Q.** 子供が結婚して別居します。現在、「家族型」で加入している補償は継続できますか？

**A.** 既婚の別居の子供は「家族型」では補償対象外となりますが、「本人型」としてご加入いただいている場合は三菱重工グループ会社の社員がご加入者となっていれば継続できます。詳細はMHI保険サービスまでご連絡ください。

**Q.** 海外駐在が決まりました。海外でも補償は継続できますか？

**A.** 基本的に海外駐在の間も継続できますが、次の補償は、海外での事故は補償対象外となります。

- 個人賠償責任補償の示談交渉サービス（個人賠償責任補償自体は国内外補償）と、弁護士費用特約（人格権侵害等）
- 借家人賠償責任補償
- 住宅内生活用動産損害補償
- ホールインワン・アルバイトロス費用補償

**Q.** 定年退職、途中退職した後も継続できますか？

**A.** 引続き退職者向けの「フルガードくんシニア」に加入することで継続できます（一部の補償を除く）。ただし、ご退職後の保険料支払方法は年1回払いの口座振替になります。最寄のMHI保険サービスにご連絡ください。

**Q.** 加入者本人が亡くなりました。現在加入している補償は継続できますか？

**A.** 加入者ご本人が亡くなられた場合、その時点で被保険者となっていた配偶者の方は継続が可能です。お手続きの書類を送付致しますので、最寄のMHI保険サービスまでご連絡ください。

**Q.** 長期障害所得補償は、MHI保険サービス以外でも販売していますか？

**A.** いいえ。重工グループ社員向けの団体割引30%が適用されるものは、弊社のみが販売しています。

**Q.** 検査入院は補償の対象になりますか？

**A.** 対象になりません。ただし、何らかの身体の異常があり、治療方針の検討に向けた原因の確認を目的とする入院の場合は、治療の一環と位置づけられるため、お支払いの対象となる可能性がありますので、東京海上日動またはMHI保険サービスまでお問い合わせください。

**Q.** ケガで通院しました。保険金請求に診断書は必要ですか？

**A.** 入院・通院保険金額のご請求が30万円（手術保険金を含めない金額）を超える場合は、診断書のご提出が必要となります。詳しくはパンフレット裏表紙をご覧ください。

**Q.** 携帯電話・スマートフォンを落として画面が割れてしまいました。携行品損害補償で対象となりますか？

**A.** 対象になりません。携帯電話・スマートフォン・ノート型パソコン等は補償の対象外となっています。37ページに保険金のお支払について記載しておりますのでご確認ください。

**Q.** 保険金請求はどこに連絡すれば良いですか？

**A.** 裏表紙に記載の連絡先へご連絡ください。



# 団体保険加入依頼書記入例

## 追加・変更等

■ご加入内容等に変更がある場合は、下記①～⑨のご案内に沿ってご記入ください。

■①、④、⑤については記入が漏れてしまうことがありますのでご注意ください。

※「団体保険のご案内」冊子のA「補償内容のご確認」にご案内の【前年同等プラン】欄に、現在ご加入の補償内容と類似のプランをご案内しております。今回の募集において、加入依頼書のご提出がない場合は【前年同等プラン】欄に記載の内容で自動更新となります。

**1** 団体保険加入依頼書
東京海上日動火災保険株式会社 保険会社提出用

---

加入（申込みをされるお客様）ご加入者

<b>2</b>	ご記入日 (加入依頼日) 令和 年 月 日	加入者 保険期間 令和 4 年 5 月 1 日～令和 5 年 5 月 1 日	払込方法・ 回数
	郵便 番号	連絡先 (電話番号)	加入者 証券番号
	カナ ご住所	加入者 生年月日 明治・大正・昭和 平成・令和 年 月 日	性別 男性 女性
	漢字 ご住所	所属名 カナ 漢字	所属コード
	お名前 カナ ご署名・ ご捺印	漢字 ご住所	従業員番号

私は左頁「ご加入時の同意内容について」を確認し、契約者である企業・団体に対して加入(変更,更新しない等)を依頼します。

個人の場合はフルネームで自署、法人の場合は捺印をお願いします。

ご希望のお手続き (1～4のいずれかに○) 更新

1 加入内容変更	2 被保険者明細追加	3 本被保険者明細は更新しない	4 全員更新しない
----------	------------	-----------------	-----------

---

保険の対象となる方【被保険者】

ご加入者 と同じ	本人の お名前	カナ 漢字	★生年 月日 明治・大正・昭和 平成・令和 年 月 日	加入者からみた続柄 (2桁コード <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">D</span> ご参照)
異なる場合のみ 右側に記入			★性別 男性 女性	★他の 保険契約等 あり <span style="font-size: x-small;">裏面に詳細を ご記入ください。</span>
ご加入者 ご住所と同じ	本人の ご住所	カナ 漢字	★職業・職務 (傷害・所補のみ) (3桁コード <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">D</span> ご参照)	傷害補償 職種別 A B
異なる場合のみ 右側に記入	住宅 (建物) 所在地	漢字	がん保険金 受取人氏名 (カナ) ※	被保険者本人 からみた受取人 の続柄 <span style="font-size: x-small;">(Dご参照)</span>

▲がん補償で被保険者本人の保険金受取人をご自身(被保険者本人)以外の方に指定する場合に記入。

タイプごとの補償内容や保険料等については募集パンフレット等にてご確認ください。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
医療補償	介護補償	がん診断	傷害補償	個人賠償責任	携行品	住宅内生活 用動産	ホールイン ワン	長期障害所 得補償	借家人賠償 責任
タイプ	口数	タイプ	口数	タイプ	口数	タイプ	口数	タイプ	口数
S3A	2								
S3	4								

---

被保険者・1回分  
前年同等プラン保険料 円

被保険者・1回分保険料 円

加入者・1回分合計保険料 円

(注)被保険者明細が複数部の場合は、各別した保険料を記入

8 団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償に加入される方(保険の対象となる方)の告知・署名が必要です

団体長期障害所得補償	医療補償	がん補償	介護補償
告知 1 なし あり	告知 1 なし あり	告知 1 なし あり	告知 1 全てなし 1つ以上あり
告知 2 なし あり	告知 2 なし あり	告知 2 全てなし 1つ以上あり	
告知 3 全てなし 1つ以上あり			

★被保険者本人

健康状態告知の内容、ご加入時の同意内容、【がん補償の場合】D【加入依頼書】がん保険金受取人の指定の内容\*4 について確認・同意します。

告知日(ご記入日) 令和 年 月 日

被保険者本人または親権者・後見人等\*5 (自署)

\*4 時にお申し出がない限り、更新前契約と同内容での更新となります。  
\*5 被保険者本人が満15歳未満の場合には、親権者・後見人等(後見人・保佐人・補助人)の代表者1名が全員の合意をいただいたうえで、被保険者に代わってご署名ください。(ご署名例: 安心ショウタ 親権者 安心ヒロシ)

(注) ※ 「がん保険金受取人氏名(カナ)」、「回答記入欄・署名欄」を訂正される場合は、訂正署名をお願いします。

## ご記入方法のご案内

※下記①～⑨の項目を記入後、〈E「団体保険加入依頼書」 F「原票」 G「代理店写」〉の3枚を切り取って、ご提出ください。

**1** 記入日を必ず記入してください。

### 2 記載誤りがある場合

印字内容を二重線で抹消のうえ、正しい内容を枠内にご記入ください。

(機械印字と重ならないようご記入ください。)

### 記載漏れがある場合

生年月日欄等に記載漏れがありましたら、必ずご記入下さい。

### 3 ご署名欄

フルネームの自署をお願いします。

### 4 下表をご参照のうえ、ご希望のお手続きに○をしてください。

○をつけていただく項目	ご希望のお手続き
1 加入内容変更	ご加入者・被保険者の加入内容を変更される場合
2 被保険者明細追加	新たに被保険者を追加される場合 ※
3 本被保険者明細は更新しない	被保険者明細を更新されない場合 (ご契約は更新される場合)
4 全員更新しない	ご契約 (被保険者全員) を更新されない場合

※下記QAをお読みください。

### 5 傷害補償にご加入の場合

☆職業・職務、傷害補償職種級別欄を記入ください。

※交通事故傷害危険のみ補償特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約をセットしている場合は記入不要です。

【傷害補償】職業・職務コード、傷害補償職種級別

010	A	事務職	050	A	金属製造加工作業者	090	A	無職者・年金生活者
020	A	営業職	060	B	建設作業員	990	※	その他
030	B	自動車運転者	070	A	家事従事者	※「その他」の場合はE団体保険加入依頼書裏面の記入欄に具体的にご記入ください。		
040	A	運輸従事者	080	A	学生			

### Q. 新しく、被保険者 (保険の対象となる方) を追加したいのですが？

**A.** 加入依頼書は、被保険者 (保険の対象となる方) 1名につき、1部必要となりますので、パンフレット最終頁に記載しております最寄りのMHI保険サービスまでご連絡ください。別途ご案内させていただきます。

### 6 補償内容を変更する場合

印字内容を二重線で抹消のうえ、今回ご加入いただくタイプ名、口数を枠内にご記入ください。

※機械印字と重ならないようご記入ください。

### 7 〈補償内容を変更する場合〉

二重線で抹消のうえ、変更後の保険料をご記入ください。

#### 被保険者・1回分保険料

被保険者ごとの1回分の保険料を記入ください。

#### 加入者・1回分合計保険料

加入者ごとの1回分の保険料を記入ください。(ご家族のご契約もある場合は、合算した保険料をご記入ください。)

### 8 健康状態告知が必要となる場合

健康状態告知が必要となるケースに該当する場合は、C「健康状態告知書」に被保険者ご本人がご記入・ご署名 (自署) ください。

※健康状態告知が必要となるケースに該当しない場合、C「健康状態告知書」へのご記入・ご署名は不要です。

### 9 2022年5月1日時点で15歳未満のお子様のご加入の場合は、保護者の方がご記入ください。

記入例 : 安心 タロウ 親権者 安心 ヒロシ

保険の対象となる方

医療補償

がん補償

傷害補償

個人賠償責任補償

借家人賠償責任補償

住宅内生活用財産損害補償

携行品損害補償

ホルインフン・アル占ス養殖償

長期障害所得補償

介護補償

補償の概要等  
加入依頼書記入例